



Title	法と情報空間（２）：近代日本における法情報の構築と変容
Author(s)	郭，薇
Citation	北大法学論集，66(3)，252[61]-189[124]
Issue Date	2015-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59866
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol66no3_04.pdf



法と情報空間（2）

—— 近代日本における法情報の構築と変容 ——

郭 薇

目 次

序章 法的コミュニケーションの研究とその意義

第一章 情報としての法—法的コミュニケーションの研究

（以上、66巻2号）

第一部 メディア主導の法情報

第二章 マスコミにおける法的問題の構築—新聞を素材に

第一節 法の中にある「新聞」

第二節 記事の中にある「法」—刑事訴訟法改正の新聞を素材として

第三章 雑誌における法的問題の構築—『法律時報』の事例研究を兼ねて

第一節 法律雑誌というメディア

（以上、本号）

第四章 法情報の性質—社会性と専門性の間

第二部 ユーザ主導の法情報—2010年公訴時効改正を素材として

第五章 2010年公訴時効改正の法制審議会における世論の役割

第六章 裁判の言説と世論の言説—足立区女性教員殺害事件を素材として

第七章 公訴時効をめぐる各メディアの言説

第八章 「世論」という情報—ユーザ視点の法情報をめぐる概念

結論 法情報の受容

第一部 メディア主導の法情報

第二章 マス・メディアにおける法的問題の構築 —新聞を素材に

前章では、理論的な側面から法的コミュニケーションと情報との関係を整理した。本章においては、実際に日本社会における法情報の意味空間を探るため、とりわけ新聞というマス・メディアに着目し、報道の形式で現れた法情報のメカニズムを解明する¹。以下、まずマス・メディア²における法的コミュニケーションの性質を簡単に説明しよう。

¹ 新聞は大衆向けの法情報ジャンルとして最も伝統かつ影響力の持つマス・メディアである。まず、歴史的に見れば、法情報の伝達史を検討する都合のよい素材である。新聞も法律と同様に、近代西洋の産物として明治期から日本に現れた。ラジオ（1925年日本で初放送）、テレビ（1940年日本で初放送）さらに携帯、インターネット等ソーシャルメディアに比べて、新聞の記事は明治期の立法から現在まで法制度に関する情報発信を全面に把握できる唯一のマス・メディアである。また、日本における新聞の普及度は著しい高い水準で維持している。情報接触の面から見れば、日本新聞協会による2013年全国メディア接触・評価調査では、成人人口1000人当たりの発行部数は424.5部までのぼり、各国に比較すると最も高い数字であることが分かる (<http://www.pressnet.or.jp/data/circulation/circulation04.html>)。同調査によると、新聞部数の減少や、ネット・携帯による「新聞離れ」の現象が囁かれたが、日本においては週に一度も新聞を読んでいない30歳以上の世帯がかなり珍しいよう（7.8%）である (<http://www.pressnet.or.jp/adarc/data/read/data02.html>)。さらに、日本のメディア産業の特徴は、主要な新聞とテレビ局がグループ（系列）として結び付けていることで、各メディアの間に情報源・取材体制の同質化すなわち新聞と放送局の密接な関係が黙認されているとも指摘される（鈴木健二「日米で同時進行する『マスメディア集中排除原則』の見直し」成蹊大学文学紀要（39）、53－86頁を参照）。従って、日常生活の主要な情報源としての新聞は、依然として重要な意味を持つと思われる。

² インターネットおよびフェイスブック、ツイッターなどSNS媒体の発展と普及と共に、情報の発信者と受信者との境界線が曖昧になっている。新聞やテレビなど、伝統的なマス・メディアも自ら公式のフェイスブック、ツイッターを作成し、読者とのコミュニケーションを促す手法を導入している。メディア

前章で述べたように、学術上に共通した定義がないものの、ここでの法的コミュニケーションとは、「法に関わるメッセージ」と「受け手と送り手との間の伝達メカニズム」に構成されたプロセスを指す。一定の手段を通して、ある法現象が含んだ情報が新聞の発信者から受信者に伝えられる過程は、マス・メディアによる法に関する報道（以下では法報道と呼ぶ）という点で、一種の法的コミュニケーションとして理解することができるだろう。

そして、報道による法的コミュニケーションの効果に関しては、これまで①秩序の維持、②資料の提供、という二点から論じられてきた。そこで、この点については次のように概観し、検討しておくことにしたい。

第一に、法報道には、人々に対して法システムの知識を獲得し、司法制度に対する信頼を芽生えさせたり、公的刑罰の恐怖を知らせることで違法行為（刑事法の場合は犯罪行為になる）を予防したりするといった民衆への啓蒙・教育効果がある。その効果は、とりわけ法報道と密接の関係にある犯罪報道の歴史において目立つ。イギリスの犯罪報道史を検討した村上直之は、近代犯罪報道の形成が、16世紀に大衆向けの「タブロイド紙」においてから継続的に見られる公開処刑の文化をめぐる犯罪への関心と、その後19世紀にイギリス警察広報によってなされた犯罪者の個人史・動機理解を含む言説と連動していたことを指摘した。村上によると、処刑または裁判の情報を伝えるパンフレットから始まった犯罪報道は、リアルタイムで犯罪者への評価／処罰する公的儀式に参加する感覚を強調し、公的な秩序を維持するような道徳な教戒の効果がある、という³。また、日本にも類似した現象が観察される。松永寛明によると、明治政府は、新聞雑誌などのメディアに載せた法令の公開や、新聞記者に（民）刑事裁判の傍聴を早く許可したことによって、法令の公開や犯

の企業規模や受信範囲など、技術的な側面での問題が控えていることから、メディアを定義するのは困難である。そこで、本論で語るマス・メディアとは、法制度など公的な話題をめぐって一般市民に発信し、当該社会で見られる集団意識の形成に一定の影響を与えうるメディアのことを指す。歴史的に見れば、そうしたマス・メディアの代表格として新聞という出版物に至る。

³ 村上直之『近代ジャーナリズムの誕生—イギリス犯罪報道の社会史から—』（岩波書店、1995）37—41頁、232—234頁を参照。

罪報道を通して当時の司法制度に対する社会の信頼を形成させるという統制手法の使用が論じられた⁴。

第二には、法報道には、社会構成員が持つ法制度への意見や感情を読み取ることによって、制度に対する社会認識（世論と言い換えることも可能）を提供する、という考え方がある。ここでは、資料提供機能と呼ぶこととして詳述は第二部に譲るが、現代の立法が依拠するデモクラシーとは「人々の自由な意見の表明＝理性的な世論の形成＝能動的市民による公的な意思形成」という一連のプロセスであり、マス・メディアの報道には、そうした「理性的世論の形成」に役立つ情報を収集する道具として理解される。現代社会においては、人口の増加や生活領域の拡張によって、人と人との直接的なコミュニケーションを通じた情報収集だけでは他の社会構成員の事情を知ることが困難であることから、マス・メディアのような間接的なコミュニケーションが必要とされる。つまり、メディアでの法（立法）報道は、世論の表出を補強する機能が備わっていると考えられている。デモクラシーの立法過程には、そうしたメディアによって遂行される実践的な社会的行為としての一面がある。社会の意識・意見の媒体として、マス・メディアの情報は、立法のような制度設計の過程に反映されることになる。ただ、ここで注意しなければならないのは、「理性的世論の形成」というマス・メディアの機能には、「中立性」や「公共性」という自律的な論理が前提とされていることである。それは、ジャーナリズムとよばれるもので、メディアの機能は国家権力と対峙しつつ、国民に広く、必要な情報を提供するとされる。従って、事実関係を中心に、多様な立場を配慮する記事の構成が求められる⁵。実

⁴ 松永寛明『刑罰と観衆—近代日本の刑事司法と犯罪報道—』（昭和堂、2008）112－127頁、163－168頁を参照。

⁵ ジャーナリズムの理念に関する基礎的な文献として、Commission on Freedom of press (The Hutchins Commission) *A free and responsible Press: A General Report on Mass Communication: Newspapers, Radio, Motion pictures, Magazines, and Books*, Chigago: University of Chigago. (1974) を参照。また、日本新聞協会がその文献を日本語に訳し、『新聞の自由と責任—新聞、ラジオ、映画、雑誌等大衆通信機関に関する一般報告書』（1948年）として公表している。また、世論とメディアの関係を理解するには、花田達路『メディアと公共圏の

際の効果について議論の余地はあるが、少なくとも記者・報道機関の立場を感じさせないこと、感情的あるいは煽情的な表現を回避するといった事柄が、そうした報道理念の根底には置かれている。前述した教育機能と異なり、資料提供機能を重視する法報道は、特定の価値を伝達することではなく、ある現象を情報の受け手に想起させ、自主的に議論や意見が形成されるようになることを目指している。

法報道には複数の側面が含まれており、従ってそれぞれ異なる法的コミュニケーションが反映されているかのように見える。具体的には、少なくとも上述のような法報道の機能から二つの法的コミュニケーションの類型を抽出しうる。第一に、広く法制度の論拠 (argument) を提供する言論活動、つまり「発話者が自らの知識・情報を動員することによって、適用すべき法のあり方を論ずること」という世論形成の面、第二に、「いまここ」で現れている法律や裁判過程において承認された秩序を伝えようとする広報活動、つまり「裁判、立法など法現象の報道記事が法制度の内容や理念を記録することによって、法秩序の再確認を行うこと」という象徴秩序の面もある。報道としての法的コミュニケーションには、その形式の違いから複数の法に対する理解すなわち法意識が、含まれるように思われる⁶。

注意すべきなのは、報道としてのコミュニケーションに含まれた法理解が「衝突」する場合である。その典型例として、裁判の公開原則または公開の裁判を補強する手段として報道機関の取材・報道という公的な情報アクセスの保障と、個人の自主性を重視する権利との関係を挙げることができる。例えば日本の場合、憲法82条1項は裁判公開の原則を定められ、その趣旨は「裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようことにある」とされる(最大判平成元年3月8日民集43巻2号89頁)。

ポリテクス』(東京大学出版会、1999)が示唆に富む。

⁶ 当然、法報道に複数の手法が併用されることも推測できる。従って、すべての法報道は教育・啓蒙機能と資料提供機能に当て嵌まるかという問題を提起することもできるだろう。ただ、法報道の形式やメカニズムに含まれた法理解を吟味するという手法は必ずしも上述の機能以外の部分を排除するわけではない。

その情報公開と当事者の情報流通を制約するプライバシーの原理との関係はしばしば競合的であると解されている⁷。とりわけ犯罪報道といった法報道には、当事者およびその関係者の個人情報扱うことが避けられないため、プライバシーの侵害および名誉毀損の恐れが常に争点となる。その背景には、上述の犯罪報道・法報道によるコミュニケーションの性質も関わっている。それは、犯罪の動機原因論など個人の生活事情を強調するような犯罪・裁判報道の集団維持的な志向がプライバシー権のような個人主義的な発想と相容れないからである。そもそも犯罪や裁判に関する報道は、法現象をめぐる公的議論に対して中立的、理性的な言説を提供するものとして誕生してきたわけではない。既に早期の犯罪報道で見られたが、受信者の感情（「共感」）を喚起させ、新聞の読者を獲得するというメディア側の関心は法報道の出現につながる。それに反して、近代の立法者が期待するのは、社会の意識を認知するためのマス・メディアである。

新聞報道の形成とは、それ以上の複数の意味をも含めた一種の社会行為であると考えられる。それは、単なる記者・取材協力者の意図を伝達するのではなく、法現象をめぐる異なる言説を考慮し、報道する価値のあるものを決定する過程である。以上のような情報公開とプライバシーの権利の調整が、報道の判断基準と制定法や司法過程に定められた理念いわゆるマス・メディアと法といった異なる社会領域の論理に関わっているとも言える。

近年大衆・個人の体験を喚起するような報道形式が立法議論と連動していることが、しばしば問題視されている。1980年代以後、世界範囲で見られるメディアの「タブロイダイゼーション」、すなわち「新聞記事や放送番組において、その内容がビジュアル化、あるいは娯楽化へと急激にシフトしてきたことや、さらに記事やナレーション部分が極端に圧縮されてきた現象」がそれである。また、そのような「タブロイ的な」報道の特徴としては「人物描写中心的」「センセーショナルリズム」また「犯罪報道が多い」ことが挙げられる⁸。名称からも分かるように、そうした

⁷ 萩屋昌志「裁判公開の現代的課題」龍谷法学31巻1号(1998年)、85-89頁を参照。

⁸ 林香里『マスメディアの周縁・ジャーナリズムの核心』（新曜社、2002）38-44

「新たな」報道形式は、もともと公開処刑の文化から始まった犯罪報道の延長線にあると理解され、たとえば視覚的・感情喚起的な側面において法報道の秩序維持機能に親和的であると思われる。序章で述べたように、そうした犯罪報道の「娯楽化」「感情化」は厳罰化運動の高揚によく観察された現象でもあった。近年の日本におけるポピュリズムの背景に関して、テレビニュース等の視覚的手段の導入、複雑な政治状況を分かりやすく工夫するワイドショー的なタイプの流行といった政治報道が情報操作を通して当該事件(event)の議論を一定の論点へと限定させる、いわゆるメディアの議題設定機能が指摘されてもいる⁹。確かに、こうしたメディア自身は法制度の形成・運営に対して意図的な働きではないかもしれない。だが、報道内容の判断基準によって、法報道としての法的コミュニケーションは一定の社会制御を果たしたということになる。

これまでの先行研究は例えば少年法など個別の立法過程に関する研究が多く、法改正報道全体の変遷とその効果に関する検討は少ない。報道に値する法現象とは何か、そして法現象はどのように報道されたのか、それとこれまでの法学的立場から論じた法報道像とは同じものなのか、本章はそうした法報道の諸問題を捉え直し、以下のような手順に沿って考察を進めていく。まず、これまでの法学における法報道に関する立場を確認し、法報道の「法的」位置づけを明確化する。そして、具体的に経時的な刑事法立法過程をめぐる記事の変化を整理し、報道特徴の面から法情報構成の変遷を分析する。そうした作業の目的は、日本における法報道による法的コミュニケーションの意義を論じる点にある。

第一節 法の中にある「新聞」

現代社会においては、いかなる報道活動も、国家の情報政策・制度による裏付けなく成立できない。法に関わる報道もその例外ではない。本

頁を参照。また、タブロイダイゼーションの概念形成については、同書第2章の注2(393頁)を参照。

⁹ 大嶽秀夫『日本型ポピュリズム—政治への期待と幻滅—』中公新書(2003)、198-208頁を参照。

節は、法・制度における情報発信とりわけ新聞に着目し、日本における法報道の法的地位を整理し、分析を加えようとする。

第一款 原理レベル—表現の自由、情報の多様性と法情報

法学における新聞またはマス・メディアに関する研究においては、概ね表現の自由が保障されるということが前提になっている。日本の最高裁は、博多駅事件において、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。従って、思想の表明の自由と並んで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとになる」と述べ、さらに「このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値する」判示した（最大判昭和44年11月26日刑集23巻141号1490頁）。このように、報道機関としての新聞は、表現の自由の保障手段としての役割を果たすと考えられる¹⁰。つまり、メディアの報道とは、「知る権利」の行使を国民から負託されていると見なすのである。それゆえ、メディアは「国民の知る権利の代行」とも呼ばれている¹¹。

表現の自由を保証する必要性については、法学者がアメリカの憲法理論を参照しながら、次の三つの根拠から論じている¹²。すなわち、①まず、個人の自己実現である。自分にとって「良き生き方」の選択とその実現のためには、自分の意見を表明し、他者と社会と結合していくことが必要とされる。②次に、思想の自由市場（free marketplace of ideas）の形成と維持に表現の自由が欠かせないことが根拠とされる。ここでは、合理的かつ正確な情報を与えられることによって適切な判断ができるとい

¹⁰ 例えば、芦部信喜は報道の自由を「一般に、報道機関が印刷メディア（新聞・雑誌）ないし電子メディア（放送）を通じて、国民に『事実』を伝達する自由」と述べている（『憲法学Ⅲ』（有斐閣、2000）282頁を参照）。

¹¹ 蒲島郁夫＝竹下俊郎＝芹川洋一『メディアと政治』（有斐閣、2010）66-67頁を参照。

¹² この問題をめぐっては実に膨大な学説の蓄積がある。その問題を全面的に考察する、駒村圭吾『ジャーナリズムの法理』（嵯峨野書院、2001）第1部を参照。

う前提がある。そのような理想的な情報を入手するため、多数の意見の競争を促進し、その競争に勝ち残った意見が社会全体の方向を決めるべきとされる。③そして、自己統治を可能にするために表現の自由が必要であるとされる。これによると、個人の情報空間との接触においては、単なる情報の交換と収集ではなく、自ら理性的討議を行うことが期待されている、その結果、表現の自由は、私的な「欲望」を超えた、公的情報を重視する傾向があるとされる、という三点の内容である。ただし、自己統治といった原理は、思想の自由市場におけるコミュニケーション像を実現するための必要条件のように見えなくもない。それゆえ、自己統治の原理を情報コミュニケーションの主体的要件として理解することもできる。

①の自己実現といった根拠が主に個人の自律に関わるものだとすれば、後の2つは、社会における情報の流通構造とメカニズムと密接に関連しているように思われる。従って、情報活動に関する理解は、表現の自由に関する議論の中で重要な意味を持つことになる。

ここで表現の自由とは、まず情報を自由に表明すること（情報の発信）から、利用可能な情報を自由に活用することを公権力によって妨害されない、いわゆる消極的情報収集の自由を表明するとされる。情報の流通の自由を保障することは、表現の自由に対して制約を迫る他の公益に対して対抗的な作用として働くものと推定される。ここでの情報コミュニケーションとは、自由な情報のやり取りを前提に成立した公的な議論のようなものである。こうした立場に従えば、報道機関の活動は、個人の発信行動の延長として理解されることになる。そうすると、機関の情報活動であれ個人の情報活動であれ、「収集（取材）—発信（編集）—受信（理解）」という情報伝達過程におけるメッセージの内容としては、これを損なわないこと、つまり情報源（例えば取材対象である個人や法人）の意思を重視する傾向があげられる。1997年大阪地裁堺支部は、地方公務員である小学校の校長が地域の新聞社の取材を拒否した事件において、博多駅事件で示された取材の自由を引用した後、「…取材の自由とは、報道機関の取材行為に介入する国家機関の行為からの自由をいうにとどまる。それ以上に、取材を受ける側に法的義務を生ずるような取材の権利をも当然に含むものではない」と判示した（大阪地裁堺支部平成9年11

月28日判例時報1640号148頁）。そこからも分かるように、メディア機関の報道活動に特別な法的地位が与えられたわけではない。

ただ、言うまでもなく、現代の新聞活動は、個人の自己表現ではなく、印刷メディアを媒介とする企業行為でもある。新聞の情報活動が、個人の情報活動よりもより広い不特定の他者と連動して、事業として情報を生産していくことである。その意味で、新聞の情報には一定の社会性があるということも推測されるだろう。だからこそ、メディアの法的地位は、個人の表現の自由によって基礎づけることはできないという主張もある¹³。それは、マス・メディアが個人ではない以上、人権としての表現の自由ではなく、公共の利益への高い貢献度から保障されるべきという考えである。メディアの役割は社会全体に共有されるに相応しい情報を公平に提供し、情報の多様化を維持し、その結果個人の自律的な生き方を支えるというものである。日本の放送制度における集中排除原則はまさにそうした観点から、情報の独占を防止するように設計されているといえよう¹⁴。

法情報をめぐっては、「法学専門家」という有力なグループも考察の視野に入れる必要がある。日本の裁判所は、法律専門家に対して、いわゆる発信者の特性による影響をある程度認めている。例えば、裁判官や検察官の情報活動において、彼らが有する公務員という身分には中立・公正の立場や国民の信頼を維持する利益が求められるのであって、従って表現の自由が制限されると解されている。寺田裁判官事件において、最高裁は三権分立の観点から司法権の担い手である裁判官に「外見上にも中立・公正を害さないように自律・自制すべき」を求め、「憲法21条1項の表現の自由は基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであり、その保障は裁判官にも及び、裁判官も一市民として右自由を有すること

¹³ 長谷部恭男『テレビの憲法理論—多メディア・多チャンネル時代の放送法制』（弘文社、1992）137頁。また「座談会 通信・放送法制」ジュリスト1373号（2009年）を参照。

¹⁴ 鈴木秀美「融合法制における番組編集準則と表現の自由」阪大法学60巻2号（2010年）25頁。曾我部真宏「マスメディア集中排除原則の議論のあり方」法律時報83巻2号（2011年）93-94頁を参照。

は当然である。しかし、右自由も、もとより絶対的なものではなく、憲法上の他の要請により制約を受けることがあるのであって、前記のような憲法上の特別な地位である裁判官の職にある者の言動については、おのずから一定の制約を免れないというべきである」と判示した（最大判平成10年1号民集52巻9号1761頁）。裁判官発言の特殊性が承認されていなければ、そうした判断はそもそも成立しないだろう¹⁵。

また、弁護士については、職務による特別な制限が認められず、その発言は一般人と同じく表現の自由という原則に保障されている。ただ、最高裁は、マスメディアを通じて他の弁護士を批判し弁護士会への懲戒請求を呼びかけた事件において、被告人である弁護士の言論と番組後の視聴者による懲戒請求との因果関係を認め、「控訴人が本件弁護団の弁護方針、弁護活動に対する批判的見解を述べるのは、表現の自由の範囲内においては何ら咎められるべきものではないが、テレビという大きな影響力をもつメディアの番組において専門家として（強調筆者）発言する以上、発言内容に慎重を期すべきは当然であり、正確かつ客観的な情報を提供した上で、自説を披瀝すべきであったと考える」と付言した（最判平成21年1905号民集65巻5号2478頁）。その立場は、弁護士による情報の提供を一般人の情報発信と一線を画するような、弁護士という専門家の情報が持つ高い伝達効果を肯定したものであるといえる。

以上のように、法報道の質は法律家集団の質によって保障されるべきという考えが日本の司法実践では確認されている。では、法律家集団以外の法情報の発信者は考えられるのか。上述の表現の自由という立場から、法報道も含めるメディアの報道には公的な議論の促進という価値が想定されていることから、多様な意見が反映されることが望ましい。つまり、法情報の発信者を拡大することによって、議論を活性化することになる。仮に、そうした考え方を実現しようとするのであれば、単なる公的機関（行政も司法も）の情報公開ではなく、現在の法律家以外の法情報発信も必要となるだろう。例えば、家庭内、職場・学校や友たちと

¹⁵ 本論の主題と離れるため、詳細は割愛するが、少なくとも判決の反対意見または学者の評釈を見る限り、裁判官は政治立場を超えて通常の職務を行うことから、政治活動（言論）の許容範囲を緩和すべきという意見も多く見られる。

の会話において、裁判や立法のような現象を語る法言説は法律（学）の知識や訓練に基づくものとしては考えにくい。そうした法言説は個人の発信活動である以上、名誉毀損のような私人間の関係を規定する法令に触れない限り「表現の自由」といった法的観点から制限されることもないと思われる。

では、こうした私人間の法規定は法報道のあり方に影響しうるか。名誉毀損の問題における判断基準では、情報の性質を「事実言明」と「意見言明」と区別している。即ち、新聞など報道記事に提示された事実については、その真実性・相当性（人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでないかぎり）が判断されるが、それを基礎に形成された意見表明については、その真偽の判定は議論を通じてなされるため、言論の自由に委ねられる問題とされる。また、事実の判断基準に関しては、単なる発信者の事情のみではなく、伝達過程における「語句の通常理解」、「当該部分の前後の文脈」、「公表当時の一般読者の状況」に照らして、また媒介側における「修辞上の誇張」、「比喩的表現方法」また「伝聞の紹介」と「推論の形式」といった事情により、総合的に「事実」の射程が測定されることになっている（最判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁）。

報道などによる法制度の「誤解」の多くは、こうした法に関わる活動の効果・影響をどのように伝えるかという部分にあるからである。裁判などの影響・効果は、判決が下された後、即時に現れるはずのないものである。一般の新聞記事（長期の調査報道を除く）は、時間的な制限のために、当事者の言説を採用する以外はできなくなる。その場合、客観的現象として法の効果・影響を検証することはほぼ不可能である。従って、法専門家以外の法言説の性質を論じる際に、「事実」と「議論」という枠組で報道の質を判断することが必ずしも適切ではないかもしれないといえる。つまり、「感情的」な言説であれ、「理性的」な言説であれ、法報道においてはいずれが法に対する理解として扱われる以上、本質的な区別があるとは考えにくい。

法情報を政府の運用に関わる公的な言論と見なす場合、法に関わる情報は公的な議論の活性化に有意義な情報とある。ただ、日本において、

「よい」法情報と思われるものは、読者の評価による淘汰という思想の自由市場に依拠した考えではなく、裁判官など法律専門家が情報発信側としての自己規制（正しい情報の提供）に寄与する傾向が見られる。そして、専門家以外の法言説は、表現の自由によって保障されているが、その質に関しては既存の法学的アプローチから明確のかつ客観的な判断基準がまだ提示されていない。

第二款 制度レベル—法情報に関する規制

法令では、新聞が直接に法によって定義されることはないにせよ、情報公開の媒介の一形態（発信者）として示される例が多く存在する。新聞は、特定の報道機関や報道活動であり、分野によってその主体資格また報道活動に関する一定の条件を定められる場合もある¹⁶。いずれにせよ、日本の法制度においては、公的な情報を発表する（公示）場という意味で、最も政治／法的コミュニケーションにおける権威のあるメディ

¹⁶ 新聞に言及した法令としては以下のようなものがある。

まず、新聞の公表機能に言及したものとしては、水防法（1949年）10条1項；気象業務法（1952年）11条、放送法（2010年）31、52条；新聞社の定義（ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者またはこれらの事業者が法人である）放送法（2010年）31・52条、実名報道の禁止規定として少年法（1948年）13、61条、その他、ポルノ禁止法（1999年）第13条；刑事訴訟法453条；刑事補償法24条；宗教法人法12条；地方自治法263条；文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律5条；都市借地借家臨時処理法12条；行旅病人及行旅死亡取扱法9条；陪審法109条；労働関係調整法10条の3；労働関係調整施行令10条の3；刑事収容施設及び被収容等の処遇に関する法律（2005年）；犯罪捜査規範（国家公安委員会規則、1957年）；道路運送法第82条；朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する総理府令12条、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する命令15条、等々がある。また、報道形態に言及したものとして、公職選挙法148条3項、郵便法22条の第3種郵便規定、会社法939条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（2006年）、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限に関する法律、土地区画整理法77条5項、電波法施行規則11条3項1号、電気通信事業法施行規則19条；個人情報保護に関する法律（2003年）50・35条、等々がある。

アとして新聞を理解しているようである¹⁷。

ただ、法情報に関する報道は、発信者、報道形式または内容によって規制され、やや複雑な様相になっている。その場合、表現の自由という観点から、新聞などメディアに対する法情報規制の厳しさを批判するような立場が導かれることになる¹⁸。本論は、情報論の立場から、法規制がいかに報道の作成に影響するか、法情報に関する規制の意味を把握することを試みる。ここで報道の作成という点でみると、一つは新聞がどのような情報源にアクセスできるかということに関する内容的な規制があり、もう一つは新聞がどのような形態で「法」を報道しうるかということに関する形式的な規制がある。以下では、司法（裁判）と立法という2つの側面を分けて、それぞれの情報制度を概要する。

①裁判の公開

司法過程をめぐる報道においては、事件報道また犯罪報道の一環としての裁判以外の場合における当事者の日常生活や警察の捜査活動の状況に対する取材が重要な情報源となるが、法情報に関しては、特に裁判情報へのアクセスが議論の中心となっている¹⁹。現在日本国憲法は、被告人の権利として「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける」(37条)こと、裁判の対審・判決の公開を定め(82条1項)、実質的公正さを確保するために公開裁判の原則を定めている。ただ、条文としての「公開裁判」にも関わらず、特に海外の研究者(とりわけアメリカの法学者)は法曹集団の閉鎖性、裁判情報の乏しさからその「公開裁判」の実態に対して疑問を投げかけている。もっとも、裁判が公開されている度合いを測定し評価するのは本論の問題関心ではない。ここでは、まず裁判の公開という理念に基づく実践の展開を確認する。以下は時系列に沿って公開裁判の変化を整理する。

¹⁷ 前注12・駒村、10-12頁を参照。ただし、新聞における開示の意味は、公法学で議論された公権力に対する情報公開権のことを指す。法分野の違いにも関わらず、広く使われていた開示の手法である。

¹⁸ 山田健太『法とジャーナリズム〔第2版〕』(学陽書房、2010) 62頁以下を参照。

¹⁹ 裁判と刑事報道との関係を言及した研究は、松永寛明『刑罰と観衆—近代日本の刑事司法と犯罪報道』(昭和堂、2008)、宮野彬『刑事裁判のテレビ報道—ガイドラインと実験的試み』(信山社、2001)等を挙げることができる。

江戸時代には、裁判が非公開である一方、身体刑を中心に刑の執行が公開されていた。明治期に入ると、刑事司法制度の合理化により公開刑が廃止され、代わりに刑事裁判の公開が行われたようになった。国家体制の公正さを示すため、犯罪報道が政策的に導入され、新聞記者の法廷傍聴が許されることになった。ただ、犯罪報道の内容については、太政官布告（1868年）、新聞紙条目（1873年）、新聞紙条例（1875年、1883年）などにより、「刑事司法の正当性を揺るがしかねない要素は排除されて」いた。具体的には、新聞紙条例では予審に関する事項を公判開始以前に掲載したり、傍聴禁止の訴訟についても記載することができないとされている（16条）。

その後、明治憲法では、裁判の公開に関して、安寧秩序・風俗を害するときには非公開とする規定が置かれた（59条）。また、1909年の新聞法においても、予審内容の報道や公開停止の訴訟弁論以外に、検事の差し止めた捜査・予審中の被告事件に関連した事項の報道が禁じられた。ちなみに、刑事法体制において、法廷規則（1870年）、治罪法（1880年布告、1882年施行）、明治刑事訴訟法（1890年）に続く、旧刑事訴訟法296条では、「取り調べの秘密」を理由に非公開とし、「被告人その他の者の名誉棄損」に注意すべきとして例外を広く設けていた。そして、以上のような公的情報に属する裁判報道という考え方は現在まで続いていると思われる。ただ、最高裁は、「刑事事件ないし刑事裁判という社会一般の関心或いは批判対象となるべき事項」に関わる場合、当事者の実名も含めて情報の公表を求める場合があるという認識を示している（最判昭56年4月14日民集35巻3号620頁）。また、現行刑法230条の2の2項では、「公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実、公共の利害に関する事実とみなす」と規定されている。従って、裁判の公開は、被害者の権利としてのみではなく、公的議論にとっても意味があるものとして考えられる²⁰。

以上のような報道の内容に関するもののほか、取材対象である裁判の

²⁰ 裁判・事件報道が公的情報であるべき理由について、駒村は①公権力に対する批判的監視；②緊急の社会防衛上必要な情報；③犯罪が行った環境に対する社会の反省、三点を挙げている。前注12・駒村、231-233頁を参照。

参加者に関する制限もある。例えば、検察審査会法（1948年）では、会議の不公開（26条）を定め、加えて検察審査員、補充員、審査補助員が評議の秘密や職務上知りえた秘密を漏らしたときなどに、六ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金を科する規定を有しており、直接取材を制限する姿勢を示している。

また、情報源に関わるものとしては、訴訟記録に関する取り扱いも関連している。訴訟記録は、情報公開法の対象からはずされているが、具体的なケースに応じて公開する仕組となっている。民事訴訟においては、法廷でメモを取ることは事実上解禁されたが、速記は依然として許可制である。また、記者クラブ所属の報道機関にのみ撮影、記者席における傍聴、書類等の交付が許可されることになっている²¹。そして、刑事訴訟における刑事訴訟記録の閲覧については、刑事訴訟法53条1・2項（訴訟記録の原則的開示と抽象的閲覧禁止事由を定める）に従って、刑事確定訴訟記録法（1987年）で具体的な手続が定められている。それによると、裁判記録の保管は検察官が行うこととされ、また「裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるとき」（4条1項）という司法機関の事情によって閲覧を拒否できることになっている²²。

形式的規制としては、現在の法廷では裁判報道に一定の制約が課せられている。その中では、写真撮影や放送中継、映像という報道形式が問

²¹ レベタメモ事件（最大判1964年5月27日民集18巻4号676頁）の解説に関しては、例えば「裁判員裁判における取材・報道の制約とメディアの役割」『表現の自由とメディア』228-229を参照。

²² 刑事確定訴訟記録法の第4条第2項では、弁論が非公開で行われた事件、終結して3年が経過した被告事件の他に、「3保管記録を閲覧させることが公的秩序または善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき」、「4保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び再生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき」、「5保管記録を閲覧させることが関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがなると認められるとき」を閲覧不許可事例としている。その条文は、包括的なものであり、メディアの取材に対応するものではないが、判例上では記事取材を目的とするジャーナリストの閲覧請求に対して3、5号該当を理由に不許可処分を下したケースもある（最判平2年2月16日判例時報1340-145頁）。このように、閲覧の運用については、報道・取材に対して厳しく制限されてきたとも言える。

題視されている。現在、法廷での写真撮影を行うには、裁判所の許可が必要だが（民事訴訟規則11条、刑事訴訟規則215条）、事実上、開廷中の写真撮影またはテープレコーダによる録音は禁止状態であるといわれる²³。

元々は、憲法28条の精神に照らし、法廷では審理中もカメラ撮影が行われていた。戦後の日本の法廷では、「法廷のスタジオ化」が指摘されるほど、取材中の写真・映像使用の普及が著しかったとされる²⁴。しかし、一連の公安労働事件に対する裁判報道が過熱したことなどを背景に、1950年代以後、裁判所は写真撮影を規制する姿勢を強めてきた²⁵。その後、メディア側の反発²⁶にも配慮し、開廷前2分間に限るといった条件の下で、日本全国の裁判所で法廷カメラ取材が限られた範囲において認められることになった²⁷。また、法廷のスケッチが写真・映像の代わりにより司法報道で使われることもしばしばある。ただ、個人情報の配慮といっ

²³ 松井茂記『マス・メディアと法の入門』（弘文堂、1998）254-263頁。

²⁴ 山田隆司『記者ときどき学者の憲法論』（日本評論社、2012）212-213頁を参照。

²⁵ 1949年施行の刑事訴訟規則215条「公判廷における写真の撮影、録音又は放送は、裁判所の許可を得なければ、これを行うことができない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない」；その後、1953年の刑事裁判官合同中央会議で、特に撮影の必要があり、かつ被告人に異議のない場合には、開廷前に限り許可する、という見解が出された。そして、上記のような法廷写真の許可制と憲法25条「裁判の公開」との関係について、最高裁は1985年北海タイムス事件で、法廷での写真撮影について以下の考えを示した。「公開開廷中における写真撮影は、裁判所の許可なく、かつ裁判長の命令に反して行われたもので、法廷等の秩序維持に関する法律2条1項前段に該当する。これに同条の制裁を科した第1審裁判所の決定を維持した源決定は正当であり、憲法の規定に違反するものでないことも明らかである」と判定した（最判昭和33年2月17日刑集12巻2号253頁）。

²⁶ 前注で述べた北海タイムス事件は、まさに記者側が提訴の方法を使って裁判所の見解に対する抗議として読み取れる。

²⁷ 日本新聞協会・最高裁判所「『法廷内カメラ取材の標準的な運用基準』に関する了解事項」（1990）http://www.pressnet.or.jp/statement/report/901206_90.html および同じく「法廷内カメラ取材の標準的な運用基準」（1991）http://www.pressnet.or.jp/statement/report/910101_88.html

た理由で、スケッチによる描写も当事者あるいは法廷の様態を精確に表現しないようになっている。

そうした延長線で、法廷の取材・報道では、具体的な対象に関する特定の写真規制も設けられている。裁判員制度を導入した際、裁判員の個人情報流出を防ぐため、裁判員法101条1項により「個人を特定するに足りる情報を公にしてはならない」と定められた。その結果、「裁判員の顔などが法廷内で撮影され、テレビや新聞で報道されることはありません」と最高裁がホームページで説明することになった。従って、写真の代替として使用される法廷のスケッチでは、裁判官と比べて裁判員の顔をばかしたりするなどの手法でメディア側も対応をしている²⁸。

以上のように、明治以来原則としての法廷の公開が憲法に定められたが、司法機関側（裁判所または検察）はそれについて一定の裁量を有していると考えられる。個人情報または「審判の秩序」の維持といった理由によって、依然として報道可能な内容や形式に一定の制約を加えられることができるようになっているのである。

②立法の報道

立法の報道とは、裁判のような定着した報道類型ではない。これには、立法過程の複雑性—法廷のような特定しやすい場面が存在してはいない—が作用しているのではないかと考えられる。憲法41条は立法権を国会に帰属させているが、国会法・内閣法の規定をみると、議員発議・委員会提案（議員立法）以外に内閣提案（内閣立法）も存在する。そして日本ではこうした内閣立法の数が圧倒的に多く、国会における法案の実質的な修正などが活発になされていないとの指摘もある²⁹。立法をめぐる情報には、国会審議以外に、行政側の情報公開、議員活動、または社会団体の活動³⁰も含まれることになる。また、提案段階における法的議論は、

²⁸ 前注24・山田、211-216頁を参照。

²⁹ 福元健太郎『立法の制度と過程』（木鐸社、2007）第2章を参照。

³⁰ 社会団体の活動を通じて、社会関心を高め、法改正が起動されるケースである。中でも、行政府が行政施策として取り上げる難い事項の場合、議員立法の形を取ることもある。例えば、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）がこれにあたる。また、近時の刑事法改正では、内閣立法にも関わらず、社会団体を法制審議会などに参加させ、提案の段階から法的な議論を行っていた。

法律案をめぐる実質的な議論ということもあり、関連する法務省や提案者の動向も立法報道の対象になりうる。従って、国会審議のみではなく、法律案の作成から審議さらに執行の効果まで立法に関する情報には様々な側面がみられる。

これまで、立法報道は選挙・政治報道に属するものが多かった。明治の立法期には、裁判事件の報道と違って、法制度自体に関する議論が情報規制の対象とされた。「新聞紙条例」(1873年)では、「法律」と「政治」を並べて、「妄りに批判」することを禁じ、当時無署名の投稿が多かった新聞体制の中で、政治法律に関しては投稿者氏名を明記するように定められた。こうした体制は戦時の情報規制によって強化されたが、戦後の民主化の下で「国民の知る権利」に反するものとして批判されるようになっていく³¹。

まず、行政の立法情報へのアクセス状況を確認しよう。多様な情報の流通を支えるという社会的利益の考え方のもとに³²、1999年制定され、2001年4月に施行された「情報公開法」は、現在の日本における行政の情報環境の基本を定めた制度である。現在の日本社会において、原理的に立法報道に関しては、司法報道よりも情報へのアクセスがしやすくなる方向に進んできた。実際に、「情報公開法」では、立法に関する審議は情報開示の範囲内とされており、内容的にも形式的にも制限されていない。例えば、内閣立法の実質的な審議場面である法制審議会の議事録は、法務省のホームページで無制限に公開されており、ネット上で容易に閲覧できるようになっている。

また、国会の立法審議に関しても、憲法57条では両議院の会議の公開と会議記録の保存・公表・一般公開が規定されている。また、議会・委員会傍聴のみならず、法案資料や議員の政治資金関連の情報も、情報公

従って、こうした社会団体の活動に関する報道も一定の意味での法情報と言えるだろう。ただ、もし社会団体の活動も含めた形で立法の姿を描くとすれば、立法報道の射程が活動の展開に依存することになる。従って、本論での立法報道はあくまでも公的な審議(行政、国会)とその関連の出来事を中心に扱うことにする。

³¹ 宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説 第6版』(有斐閣、2014)7-11頁を参照。

³² 前注12・駒村、10-11頁を参照。

開同様の開示手続の策定や、開示上のアクセスしやすさが求められる。1991年以後のものに限定されるが、委員会審議の議事録等は「国会会議録検索システム」(www.kokkai.ndl.go.jp)を利用して入手することもできる。

議員の場合には、情報公開以外の論理が導入され、新聞の報道に関する規定が設けられている。法案の公開など具体的な法情報を制限する規定は見当たらないが、議員の発信形式に関しては一定の制限が加えられている。本論が関心対象とする新聞などの活字媒体³³ということでは、選挙報道・選挙評論に関わる媒体が問題とされる。公職選挙法148条は、選挙の期間中及び選挙の当日には、特別な条件を具えている新聞紙・雑誌だけに、「選挙に関し、報道及び評論を掲載する」ことが許され、それ以外の媒体は選挙の報道・評論ができないことになっている。ここで選挙の報道・評論ができるための条件とは、「イ 新聞紙にあっては毎月三回以上、雑誌にあっては毎月一回以上、号を逐って定期に有償頒布するものであること。ロ 第三種郵便物の承認のあるものであること。ハ 当該選挙の選挙期日の公示又は公示の日前一年（時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にあっては、六月）以来、イ及びロに当該し、引き続き発行するものであること」（同条三項一号）である。以上の条文の趣旨は、「虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない」ことにあるとされる（同条一項）が、その狙いは一定の経営規模の新聞・雑誌を限定することによって、「選挙目当て」³⁴の記事の氾濫を防止することにある。従って、マス・メディア企業にとっては、地方また個人の放送媒介（個人ブログ、

³³ 注意すべきなのは、テレビ、ラジオなどのマスコミに関しては、新聞とやや異なる規制が加えられている点である。日本では、放送制度に関してはチャンネル資源の希少性、また社会の影響の広さ等を配慮し、より強い編集規制を行うことが放送に対してのみ認められている。従って、内容の政治的公平性や論点の多元的解明、報道・教養・娯楽・教育などの番組編成上の調和の維持等論理から、メディア外部（倫理委員会など）からの報道介入が可能である。だが、本論は新聞の構成に焦点を当てるため、放送制度の規制に関しては別論に譲る。

³⁴ ここでの「選挙目当て」とは、「個別・特定の候補者の投票を得しめ、又はその逆に、またはその逆に、得しめない目的をもった」という意味とされる。

映像チャンネルなど、所謂素人の報道者など)よりも、立法過程の法情報扱いが比較的容易であるといえる。

なお、「報道又は評論」に関して、「当該選挙に関する一切の報道・評論を指すのではなく、特定の候補者の得票について有利または不利に働くおそれがある報道・評論をいうものと解するのが相当である」と最高裁は判示した(最判昭和34年12月20日刑集33巻7号1095頁)。これによれば、選挙報道の規制においては、「選挙目当ての報道・評論」と「公平な選挙報道・評論」とが区別され、後者を促進するが前者を排除するという前提があることがわかる³⁵。法に関する発言自体よりも、人の投票行動への影響によって法情報の媒体に対する規制が変わるということである。これは、出来事よりも情報の効果に注目しようという意味も含まれているように見える。もしそうだとすれば、法情報の伝達環境という視点からは、こうした制度の設計は、社会の関心度によって、情報の形式から内容編集まで法分野間の差異を創り維持しているといえるのではないだろうか。

上述のような法に関する情報制度においては、特に現場の広い裁量の余地と特定の規定に構成されているため、法情報の一貫性が見えにくくなる。例えば、裁判と立法審議に関しては、それぞれ異なる情報提供の仕組みが成立させられ、さらに民事と刑事の分類も法情報の規制を反映している。

〔小結〕

表現の自由、あるいは裁判の公開を論じる際に、立法と司法現象をめぐる報道(法報道)が連続した形で取り上げられることは少ない。特に具体的な法規制については、統一的な法報道というカテゴリーはほとんど成立しなかったと言っていいくらいである。本論が提唱する法報道論は、法報道を通した法的コミュニケーションの性質を全体的に捉えようとする試みである。上述の整理の通り、これまでの法報道に関する規制は、裁判、行政または選挙などの政治活動という具体的な対象場面によって異なることがわかる。そうすると、法報道に関する法的な判断は、報

³⁵ 奥平康弘「理論家の表現実践」鈴木秀美・駒村圭吾編著『表現の自由Ⅱ 状況から』尚学社(2011)、17-22頁を参照。

道される側の事情に沿って決められることになるともいえる。つまり、法学における法報道の捉え方は、発信者の視点に立っていると思われる。

法規制というレベルでは、現在の立法報道は司法のそれと比べて、取材の範囲から記事の形式に至るまで報道機関の自由度が高いように思われる。司法報道、すなわち裁判を中心に構成された法情報については、訴訟関係者の個人情報に関する法制度上の配慮が強くみられるが、それに対して、立法報道には、むしろ法的な情報を積極的に発信することで法をめぐる議論を広めることが期待されているようにみえる。

法報道にしても立法報道にしても、新聞における法情報の公表という伝達の機能を有していることは共通している。このことについては、言論の自由の観点からも評価できる。このような考え方の背後には、可能な限り多くの関連情報へのアクセスを拡大することが望ましいとする情報に対する量的な発想を重視する姿勢がある。ただし、形式または取材の制限など、法情報の質に関しては、一貫した根拠から議論を展開するよりも、法廷または立法過程など各自の「場」の秩序（論理）を維持するように柔軟な対応がみられる。当然ながら、そうした「場」の論理を維持する際には、それらの場に精通している人の観点が必要とされる。そこで、こうした判断の枠組は実に各法運用の「場」に関わりやすい法律家の言説を強調するように機能するかもしれない。

しかしながら、個人の情報活動や公的議論を促進するという表現の自由の観点から出発すれば、少なくとも公的議論の参加者と想定される市民の視点がやや欠けていることもまた自明である。現在のメディア産業は受け手への情報サービスという一面もあり、発信より受信する場面から報道のあり方を考えることが推測される。それゆえ、「受信者」あるいは報道者の視点から法報道を考えるには決して無関係ではない。では、「受信者」あるいは報道者の視点から、これまでの法報道に関する法的な考え方は、どのように位置づけることができるのか。

第二節 記事の中にある「法」—刑事訴訟法改正の新聞を素材として

前節では、法における新聞あるいは報道活動への理解を整理した。本節では、新聞における法情報の実態とその意義を検討する。

具体的に、新聞における立法報道（刑事法）を通して、以下の問題を考察する。

第一に、一般向けの発信を担う新聞では、どのように立法を報道してきたかという問いである。その報道形式は、社会環境の変化に影響されるか、あるいはいかなる影響が見られるか。これらについて、通時的な整理によって抽出する。

第二に、新聞における立法報道の変遷を通して、法議論にかかわる「感情的」な言説がなぜ法報道に扱われるようになったのかを検討する。また、情報制度との関連で、公的情報アクセスの拡大が新聞での法議論に与える影響も兼ねて試みる。

第三に、専門家言説と報道言説との関係性についてである。本章では、新聞において両者の相互作用を考察する。いうまでもなく、このような研究は情報の構造に着目したものであり、従来の専門家法情報を中心にするのではなく、一般向けのメディアにおける法律学のイメージに注目する。

これまでの法学研究における新聞報道の使用は、特に以下の2点が一般的であったと思われる。第一に、研究の対象として扱う場合である。すなわち名誉毀損などの権利の侵害に当たる「報道被害」を救済する際に、問題となる報道に関する内容の分析を行うものである。これまでは「事件報道」あるいは「犯罪報道」の形で議論されることが多かった。社会ニュースとして犯罪事件を扱う「事件報道」または「犯罪報道」の場合、捜査または裁判という要素によって法的な議論に関わることになる。また、「事件報道」あるいは「犯罪報道」の中で被害者または加害者の個人情報扱い方が問題とされ、取材・報道による不法行為（名誉毀損）の構成が検討される³⁶。

第二に、事件背景として扱う場合である。例えば、新聞が事件の一般的な背景を知るための情報源となるということは、リーガル・リサーチではしばしばみられる。この点について、法に関する報道は、個人情報の使用というアプローチよりも、公的な意見（世論）の表出という問題

³⁶ 犯罪報道の特徴に関しては、具体的な事例研究を扱う本論の第2部第7章の紹介に譲る。

に関連している。

以上2点のうち、前者は人権保護の視点から報道の問題点を分析するが、後者は事実確認の観点から報道の情報を扱うものである。本論の立場は以上のいずれにも属しない。法報道を社会における法観念・法意識の現れとしての特徴、いわゆる法の象徴的側面に着目する。法報道は、読者の反応や取材・編集の体制に影響されながら、法をめぐる「リアリティー」を表現するものと思われる。事件のどの側面を選び、如何に表現するかが分かると、それに基づいて発信者が「法」をどう理解しているのかについての検討可能になると考えている。その手法は法報道の構造を検討するいわゆる言説分析の一種である³⁷。言説分析については、日本の法社会学分野でも2000年以後理論的かつ実証的な研究の蓄積があり、法現象を分析する有効な手法として使用されている³⁸。

なお、立法の報道を政策形成の一環としてみるとすれば、立法報道の分析は政治社会学や世論研究の性質を持つ。とくに世論研究は、有権者の政治行動（例えば投票）の実態を把握するため、受信者の情報収集・認知または情報の伝達効果を解明するものである。立法報道は、政治性の強い法分野に連動しやすい傾向があり、憲法に関する議論が集中するということはまさにその典型である³⁹。従って、法をめぐる記事の構成

³⁷ メディア研究における言説分析の応用可能性については、Potter, J/Wetherell, M (1998) *Social Representations, Discourse Analysis and Racism*, in U.Flick (ed), *Psychology and Social:Representations in Knowledge and language*. Cambridge University Press.pp177-200を参照。

³⁸ 代表的な分析は例えば棚瀬孝雄（編）『法の言説分析』（ミネルヴァ書房、2001）を参照。理論的な検討として、和田仁孝「言説的秩序と法」『法社会学』（法律文化社、2006）を参照。他に、物語理論も言説分析と共通した点があると思われる。物語理論の研究状況を把握するため、『法社会学』の特集「法—その実践的基盤」（有斐閣、2002）が有用である。また、物語理論に関する方法的な検討は、北村「物語記号論と法社会学の界面」『東海法学』11号（1993）217－257頁を参照。

³⁹ 小島武司「調停と法—代替的紛争解決（ADR）の可能性」（中央大学出版部、1989）第4章で座談会記録では、行政事件や刑事事件と比べ、民事事件に関する報道の少さに言及した法学実務家や、その背景の下、例えば大きく注目された隣人訴訟に関して、「中身よりも、新聞があんなふうに取り上げなければ、

に集中するため、以下で扱う立法報道に関連の憲法改正は含まれていない。

本論は朝日新聞の刑事訴訟法改正関連の報道を対象に、法報道の書誌情報⁴⁰や内容の構成を分析し、社会発信における法情報のメカニズムを検討する⁴¹。本研究は、これまで問題視された立法の政治的な側面ではなく、立法現象をめぐる情報の伝達に目を向けたい。すなわち、立法情報を編集、発信する行為の社会的意義を考察する。

なお、朝日新聞を研究対象にする理由は、次の3点にある。まず、1879年に創刊された朝日新聞は、明治から現在に至るまで、刊行数が日刊紙の上位に維持しており（2014年の刊行部数は710万1074部である⁴²）、日本の主流新聞紙として不動の地位を獲得している。次に、法

別に普通の訴訟としてそのまま終わったのではないかと指摘した棚瀬孝雄もいた。

⁴⁰ 書誌情報は、刊行地、刊行年、文体類型、取材対象などの一見単純なデータ要素から構成されているが、メディアの内容分析は、編集者の意図を探るため有用な手がかりとされる。なぜなら、これらのデータの組み合わせによって、編集事情に関する量化された新たな二次情報を生産しうるからである。例えば、報道の頻度は、当該主題に対する編集者の関心度を図る尺度になり、情報源の類型は情報の表現と立場に影響する。また事実報道、提言記事、解説などの異なる文体の特徴は、編集者がそれぞれの情報機能を想定したものである。そうした考察から、法報道を支える読者層あるいは社会的な関心を抽出する。

⁴¹ 管見する限り、法報道の形式からその機能を論じる考察はない。ただ、法学関係者の発言の中には、しばしば法報道の機能と形式について言及される場合もある。例えば、前注39・小島「報道の仕方の是非」を議論したところ、棚瀬孝雄は「新聞がいったい評価的にものを抑えて、ちょうど判例速報のような形で事実だけを忠実に報告するような形で書くということが、逆に新聞の使命として望ましいかという、わたくしはやはりそうは思いません」と述べ、「新聞の使命」について、「多少情動的に書いていく」ことを通して、「世論の注意が喚起され、また新聞の評価がきっかけになって、さまざまな世論のリアクションが起きてくる、そういったものをトータルに捉えてみると、やはり新聞の報道には判例集の公刊などとは違った固有の役割が期待されるのではないでしょう」と新聞の形式的効果を評価している。

⁴² 日本ABC協会が発表した2014年度下期（6月～12月）における新聞の発行部数を参照する。その調査方法に関しては <http://www.jabc.or.jp/circulation/>

律に関する記事のスタイルは、報道・事実を中心に構築され、現在では情報源の所在が比較的明示されている。『朝日新聞記者行動基準』では「情報の出所は、読者がその記事の信頼性を判断するための重要な要素であり、可能なかぎり明示する」と定められている⁴³。さらに、法の関連議題に対する高い関心を持つ読者層が朝日新聞に見られる。官庁の関係者や、弁護士、大学教員の中に朝日新聞を購読している人が多いようである⁴⁴。

第一款 新聞における法情報の使用

日本における現代的意義の新聞の起源は、明治初期まで遡る⁴⁵。最初の新聞は、政府機関紙としての、外国の紹介を中心にした官板バタビアであった。こうした新聞は、確かな情報源を持ち、翻訳能力と表現能力を持った知識人の集団、つまり幕府番書調所など立法調査と同じく政府の調査機関の仕事である。

この時期、公的な議論の場として期待された大新聞、例えば東京日日新聞は、法情報をまず政府（行政機関）あるいは議会報道の一環として、条文の掲載、政治人物の活動などを通じて掲載されてきた⁴⁶。政府の情

report を参照する。

⁴³ <http://www.asahi.com/shimbun/company/platform/kisha.html>（最終アクセス2015年5月29日）。ただし、その内容は2009年2月6日の改定において新增したものである。以前は、「情報源の秘匿は、報道に携わる者の基本的倫理であり、これを厳守する」という文面であった。2009年前後の報道に対する情報源扱いの相違による影響は下記の検討に見られることを注意すべき。

⁴⁴ 朝日新聞の読者状況に関しては The Asahi shinbun MEDIA DATA 2014を参照。

http://adv.asahi.com/common/fckeditor/editor/filemanager/connectors/php/transfer.php?file=/2014/uid000026_636861707465722D322E706466を参照する。

⁴⁵ 明治期の新聞産業に関しては、佐藤卓巳『現代メディア史』（岩波書店、1998）第4章を参照。

⁴⁶ 法律の条文などを多く掲載した、明治期最も刊行数の多い大新聞（政治、経済などの公的な問題を扱うもの）であった『東京日日新聞』はまさに好い例である。『東京日日新聞』は、創立直後に司法卿になった江藤新平から裁判記事掲載の便利を与えられ、官許新聞として明治期においては法令の公表が当該新

報発表が主な情報源であり、翻訳作業かつ漢字の多いこと⁴⁷が法情報の特徴である。当然のように、こうした政治の動向に注目した法情報には、漢学の素養と横文字を解する能力が求められ、教育レベルの高い記者(編集者)また読者層がその構造を支えていた⁴⁸。

これに対して、社会記事の発展は、法情報の使用に新たな動機を与えてくれた。明治中後期、お茶の間に人気のある事件をめぐる三面記事という形式の報道が現れた。そのような記事の狙いは、「市井無頼の悪事を叙し、陋巷男女の醜行を叙し、かつこれを潤色して以て読者を悦ばす」ことにあるとされる⁴⁹。犯罪事件および裁判はそのような「悪事」「醜行」に関わる領域として取り上げられてきた。そのような犯罪記事について、庶民的正義感が溢れた、かつわかりやすい文章が求められる。論説・政経記事を専門にする「硬派記者」(大記者)とは違って、「世の不正を暴き」監視役を果たす記者には、高い教養と見識は求められないといった報道する容易さがある。明治32年に発行される「中央公論」、その後に出される「改造」が言論人の議論空間になる一方、新聞が報道の中心を政治から社会生活に移し始めたという見方もある⁵⁰。

大正までは、専門家も新聞の記事(論説)を法情報として扱った⁵¹。法

聞の特徴とされた。

⁴⁷ 西村捨也編著『明治時代法律書解題』(酒井書店、1986) 289-296頁を参照。

⁴⁸ 新聞の購読様態に関して、明治期では政治論説を扱う大新聞の定価が高く、個人講読は広く浸透していなかった。その背景の下、政府も地方の役所も新聞の育成と普及に力を入れた。明治5年3月に、政府「勉強進歩の一端にも相成候に付」と『東京日日』、『新聞雑誌』、『横浜毎日』を、各府県に三部ずつ買い上げたし、郵送料も格安にした。その他、「新聞解話会」という地域集会を毎月開き、公費で買った新聞を教科書にして、和尚と神主に話をさせるような指示が政府から出された。その後、社会の情報に対するニーズから、「新聞茶屋—新聞をダシにした新客引き戦略」のような新たなビジネス形態も生まれた。明治30年頃には各種新聞を揃えた「新聞ミルクホール」の開店が大流行し、「新聞縦覧所」という名の風俗営業が、昭和初期まで続いていたという。前注41・片山、178-179頁。

⁴⁹ 片山隆康『明治新聞ものがたり』(大阪経済法科大学出版部、1998) 176頁を参照。

⁵⁰ 同上178頁を参照。

⁵¹ 「明治、大正、昭和前期雑誌記事索引集成—大正13年～昭和5年」の中に、

情報は主に活字記事であるが、錦絵新聞あるいは写真記事にも、しばしば裁判関連の報道がみられた。内容面では、国会の開会以来、政治記事への関心が高まり、伝統的に公報の役割を果たす大新聞以外にも、本来日常生活の情報や娯楽を中心テーマにした小新聞（朝日新聞、読売新聞など）もその領域に参入してきた。この時期、新聞における法情報は、質的にも量的にも好調な時期を迎えていた。

ただ、その後、戦争を背景に、戦時治安体制が情報伝達を含めた社会生活に影響を与えた。1925年から1945年までは、新聞報道の範囲が縮減され、立法を含めた公的活動に関する報道について厳しい新聞規制と審査が課せられていた。裁判の場面では、公判闘争規制のために、審理公開の停止⁵²などによって、取材活動にも影響が及んだと推定される。

戦後、政治・行政活動に関する情報規制は少なくとも80年代まで存続していた中、公害訴訟など日本社会の変化を物語る裁判が読者の関心を引き寄せ、裁判報道が活発に行われるようになった。また、50年代の立法期を除けば議会の大きな立法活動もなく、法に関する新聞報道は、司法の側面を中心に展開していた。

1990年代以後、被害者運動また司法改革の推進に従って、立法の話題が再び新聞に浮上してきた。序章で言及したとおり特に刑事法の報道では、法学者、官僚など立法過程の参与者の他に、被害者関係者（遺族）の意見が重視されている。被害者（遺族）に対する関心の高まり、後の法改正の立法背景（例えば少年法、交通事故に関する刑罰）に位置づけられる場合も少なくない。法情報の形成とその情報接触の形態⁵³は、現

当時の法律文献に関する書誌的情報を記録した弁護士が刊行した『法律論題』が法律部分の索引として収録されている（第14巻）。その資料を参考する限り、少なくとも大正14年まで「朝日新聞」「毎日新聞（日日新聞）」に法律関連の論説を掲載したことが確認できる。

⁵² 小田中聡樹『刑事訴訟法の史的構造』（有斐閣、1986年）第1章を参照。

⁵³ 新聞以外、ラジオ（1927年）、テレビ（1947年）の誕生と普及と共に、日本社会における情報の媒体が複雑になってきた。法情報は書物以外、音また映像などの表現空間に登場し、情報・報道の放送番組から法の関連話題も現れるようになった。ただ、戦前と比べ、戦後各主流新聞の定期購読率は60～80年代まで増加した。従って、新聞の購読はこれまで集会、また喫茶店まで社交的なス

在の立法動向を推測する重要な資料となっている。

第二款 考察対象としての刑事訴訟法改正

本論では、刑事訴訟法の立法を考察の主題とする。それは、①近年来立法活動が頻発し、法情報が問題視されている領域であること、②法技術の問題ではなく、刑事事件への道徳評価に結びやすい領域であること、③訴訟法として法制度の象徴的な側面が反映されやすい分野であること、という三つの理由による。

刑事訴訟法の法改正は特別法を含め、複雑且つ断片的であるが、①治罪法及び旧旧刑事訴訟法の制定、②大正刑事訴訟法の成立、③戦時刑事訴訟制度の形成、④戦後現行刑事訴訟法の成立、⑤2000年後の刑事立法期に分けるのが通説である⁵⁴。

①治罪法及び旧旧刑事訴訟法の制定(1880年～1890年)

周知のように、治罪法の制定は、司法制度と法律学が極めて未発達であった時期に行われたものである。明治政府は、司法省法学校教授のボワソナードに治罪法の草案(ボワソナード草案)を依頼し、ボワソナードの草案に日本側からの修正を加えたものが、大政官法制部の審査を経て、明治1880年に公布された。従って、その制定過程に参加できたのは政府関係者、また少数の学識者(翻訳者も含む)であり、情報の伝達範囲は極めて限られていた。

その10年後、大日本帝国憲法と裁判所構成法の施行に合わせるため、1890年に法改正は行い、実質的な変化が無いまま刑事訴訟法(旧旧刑事訴訟法)は成立した。治罪法及び旧旧刑事訴訟法の制定は、短い期間に行政府がリードする体制で進められた。

②大正刑事訴訟法の成立(1907年～1923年)

ベースより、家、また職場など読者の個人生活に密接するように空間で行うことが多く見られる。つまり、新聞にしても、メディアの接触では個人化が進んできたことが分かる。

⁵⁴ 以下刑事訴訟法の立法史に関する整理は、小田中聡樹『刑事訴訟法の歴史的分析』(日本評論社、1976)、〈座談会〉「刑事訴訟法の制定過程」ジュリスト551号(1974年)、松尾こうや「日本における刑事手続の過去、現在、そして未来」『刑事訴訟の理論』(有斐閣、2012)を参照する。

治罪法の場合と比べると、大正刑事訴訟法に関する議論が行った期間
は相対的に長かった。改正案の起草は「法律取調委員会」に託され、
1913年、1916年、1918年と三回に渡って改正案が作成された。最終的に
1921年草案が帝国議会を通過した。大正刑事訴訟法では、明治の刑事訴
訟法のシステムを維持しながら、①予審段階から弁護士の介入が可能と
なる、②弁護事件の範囲（「死刑又ハ無期若ハ短期1年」）、③弁護士の
権利の明文化：公訴提起後の記録閲覧、接見制限の禁止など、④被告人
の黙秘権などの変化が生じた。こうした刑事裁判における人権保護の諸
規定の実効性に関しては議論の余地が残っているが、大正刑事訴訟法で
弁護権保護のための諸規定が登場したこと自体は、法律専門家からの評
価を得ている⁵⁵。

③戦時刑事訴訟制度（1925年～1945年）

ここでの戦時刑事法立法とは、1925年治安維持法による結社行為及び
その周辺行為の規制、1941年の治安維持法の改正と国防保安法、1942年
制定（1943年改正）戦時刑事特別法および裁判所構成法戦時特例法、
1945年戦時刑事特別法などの一連の戦時刑事手続の立法を指す。その特
徴としては、①検察官に対する全面的捜査権の付与、②控訴審の廃止、
③聴取書の「証拠力」の是認など、検察官及び警察権限の拡張が指摘さ
れた⁵⁶。

④昭和立法（1947年～1953年）

現行刑事訴訟法は、1949年1月1日から施行されたが、その成立過程
については1945年秋頃の司法省の改正検討にまで遡る必要がある。1945
年当時の司法省は弁護権の拡大を念頭に置いて改正案を作成した。その
後、1947年に、新憲法の内容（31－40条）に対応するための応急措置法（「日
本国憲法施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律」）が制定さ
れた（1947年4月18日公布、同年5月3日施行）。1948年7月10日、「刑
事訴訟法を改正する法律」（新刑事訴訟法）が成立し、1949年1月1日か
ら施行された。

新刑事訴訟法に関して、学説では「職権主義から当事者主義へ」とい

⁵⁵ 前注52・小田中；また白取祐司『刑事訴訟法〔第三版〕』（日本評論社、2005）21頁。

⁵⁶ 小野清一郎『日本刑事手続要綱』（日本法理研究会、1943）を参照。

う好意的な評価が見られる。その理由として、①捜査の適正化のための令状主義・強制処分法定主義により弁護人依頼権の保障、②起訴状一本主義と訴因制度、交互質問などの英米法の当事者主義制度の採用、③事実認定のための自白法則、伝聞法則など証拠能力制度の採用などの制度設計がなされたためである。

しかし、1952年には法廷等の秩序維持に関する法律が成立し、裁判所の処罰を通じた司法官による法廷活動への規制が強められた。1953年の刑事訴訟法の改正に関して、勾留制度の変更が行われ、被疑者・被告人の権利をより制約するものとして法律専門家にしばしば批判されている。

⑤平成の刑事立法期（1990年～）

1990年代以後、日本の社会と統治構造に関する様々な改革が進行し、それに伴って法制度の立法による改革が頻繁に行われてきた。刑事訴訟法をめぐっては、まず国際的な治安関心の高揚に従った組織犯罪またはテロ事件に対応した立法措置が取られ、また被害者運動を背景に犯罪被害者保護法など様々な法改正が行われるようになった。この時期の刑事法改正については、治安政策・治安法という特徴において共通しており、警察機関による社会の統制の強化傾向が指摘される⁵⁷。

以上の区分が、法律専門家側による刑事訴訟法改正に対する認識と評価になるものの、新聞の法報道にそうした認識と評価がどの程度反映されているかという点に注意しつつ、報道の言説分析を進めていく。

第三款 法を報道する新聞

朝日新聞の刑事訴訟法改正報道について、まず立法の関心を考察し、次に立法報道の内容を検討する。具体的に、以下の作業は、記事の頻度、紙面の構成、記事類型、発行元といった側面から記事の特徴を整理し、その上で、主題（立法過程のどの側面に着目すること）、立場（立法に対する態度）などの側面から内容分析を行う。後者の検討は、法とくに立法という現象に対する新聞メディアの扱い方（序章で述べた法情報の編

⁵⁷ 小田中聡樹「民主主義刑事法学の課題と方法—『現代的』治安法との対抗状況を中心に」『竹沢哲夫先生古稀記念論文集・誤判の防止と救済』（現代人文社、1998）。また、内田博文「『市民的治安主義』の拡大」法の科学29号（2000年）を参照。

集原理）に当たるものである。

（１）立法報道への関心

図１は、データベース⁵⁸に記録された1879年から2012年まで刑事訴訟法改正に言及した記事を検索した結果であり、総計440件の記事が見つかった⁵⁹。刑事訴訟法改正の関連報道数は、特定の時期に分けることができる。ただ、ここで示した記事数は社会の関心（正確的にいうと、新聞における注目度）を全面に反映するまでには至っておらず、記事に出現したことを示すデータに留まっていると言わざるをえない。また、1897年から2012年の間に440件という記事数は決して多くないものの、そこで新聞産業の発展と伴い記者、編集過程また読者層の変化といった

⁵⁸ 新聞に関しては、書誌情報と主題情報の記述の統一や標準化を図る情報のデータベースがある。とくに、新聞社自身が開発したデータベースは、一次情報の表示も出来るシステムが多くみられ、文献の所在そのものでもある。但し、典拠情報と所在情報は、しばしばデータベースの作成者や管理者の関心に左右されるものである。従って、異なる新聞社のデータベースの間に、分類記号の使用に違いが生まれるケースもあるように推測できる。法情報に関する各新聞社のデータベースの違いは確認しなければならないが、その分析に必要とする実証研究はいまだ十分ではない。また、そのような研究は、著者の知識背景と専門能力を超えるため、本論においてデータベースの比較及び複数の新聞紙の比較分析を展開しうる段階にはない。少なくとも、単独のデータベースかつ一種の新聞を素材にすることによって、記事に関する分類規準はある程度統一されているものを対象とする。従って、時間軸に沿って現れる記事構成の変化は、当該メディア機関が想定した法報道のあり方と置かれた取材の外部環境に依存することになる。そこで、本論では朝日新聞の立法報道を検討対象とする。データベース自身のバイアスを解消するため、以下の考察で扱った新聞データはすべて朝日新聞のデータベース（聞蔵）から採集したものであり、使用するカテゴリーも基本的にそのデータベース自身の分類を参照しながら整理するものである。

⁵⁹ 記事抽出の方法は、まず「刑事訴訟法」と「法改正」をキーワードとして記事の検索をかけ、その後に検索結果の書誌特徴と具体的内容を確認する作業である。また、陸軍・海軍治罪法、海外の刑事訴訟法に関する内容は、日本の刑事訴訟法の立法過程と異なる文脈にあるため、サンプルから外した。キーワード検索で刑事訴訟法改正の関連記事は、法学の専門性に基づく特殊な表現（専門用語）に着目することで可能となる。

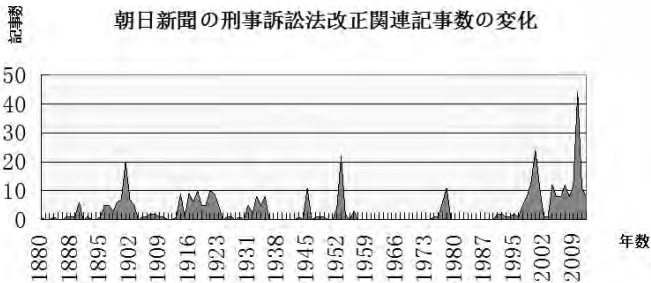


図 1

複数な因子による相互影響があったのではないかと推測される。さらに、速報、社説、解説記事など異なる記事の類型が含まれ、字数や文章の構造も統一していない。そうしたデータの特性を考慮したうえ、本論は朝日新聞データベース（聞蔵）における書誌情報のカデコリーを用いたうえ、記事の内容を踏まえながら検討を進めたい。

まず、図1から、一定の報道数が集中し、且つ一定の記事変動の波が現れたのは、1895年～1923年、1945年～1953年、1998年以後、4つの期間であることがわかる。先述した刑事訴訟法改正の経緯に照らしてみると、1895年～1923年、1931年～1935年、1945年～1956年と1998年以後の報道は、基本的に大正の立法期、戦時体制、戦後立法期、平成立法期の期間と合致する。そして、新聞における刑事訴訟法改正の記事が、実際の立法機関の活動と連動した形で現れていることが確かめられる。その時期については、基本的に法律専門家による区分と共通しているともいえる。一方、記事の数から見ると、各立法期における新聞報道の相違は、報道の継続期間及び記事の頻度にある。大正立法期では28年間で144件、戦時体制の形成では4年間で28件、戦後立法期では11年間で42件、平成立法期では14年間で181件というように、各時期において報道の集中が続いた期間が異なることが分かる。1895年～1923年、また1998年以後という2つの時期においては、相対的に立法報道が頻発しており、新聞における刑事訴訟法改正への関心が長く続いていたように思われる。ただ、例外として報道の集中が目立つ時期もある。それは、1977年～1978年で「弁護士なし裁判」をめぐる法改正に関する報道である。

そうした立法から、「外れ」の報道期を説明するため、記事の類型に注目する。朝日新聞における記事の類型は大きく「報道」と論説・解説・意見などの「報道以外」という、二つの部分に分けることができる。ここでの「報道」とは事実関係を中心にした記事であり、それに対して「報道以外」は事実に関する解説、評価を主に扱う記事を指す。刑事訴訟法改正に関するテキストの多くは「報道」という分類に属していたが、報道以外の記事については、1880年～2012年の間に以下のような傾向（図2）が見られる。

1880年～2012年の間に、朝日新聞で掲載された刑事訴訟法改正の関連記事の中には、412件（94%）が報道、28件（6%）が論説、意見など報道以外の記事というように、2つの大きな類型が見られる。各立法期における報道以外の記事の比率は、1895年～1923年で3.5%、1931年～1935年で0.0%、1945年～1956年で2.2%、1998年～2012年で11%となっている。朝日新聞では、刑事訴訟法改正に関して一貫した報道中心の傾向が見られるが、1998年以後は意見を公表することが目立つ。また、1975～1978年間では、解説1件（1976年）、社説1件（1977年）また論壇記事2件（1978年）が掲載され、報道以外の記事が全体記事（38件）の21%となった。これまでの立法報道と比べれば、この時期に意見の掲載がより重視されていたことが分かる。70年代以後の立法報道では、議会などの立法過程の動きつまり公的な機関を中心した情報源以外の、意見の表明など個人・社会団体の発信が立法報道の構成に加えられてきた。要するに、図1と図2を合わせて検討すれば、そのような新聞自身の編集方針の変化は、立法活動という概念の拡大を意味するかもしれない。

（2）各時期における立法報道の特徴

以上の検討を踏まえて、次に立法期間を分けて、記事の主題及び記事の立場から、より具体的に「朝日新聞」の立法報道を整理する。まずは、以下の分析で用いられる用語を簡単に説明する。第一に、記事の主題とは、記事の類型を問わず、当該記事が如何なる社会現象あるいはメッセージを伝えようとしているかを指す。ここで検討したいのは、立法の報道における「社会性」と「専門性」二つの基準がいかに関与しているかということである。無論、その基準は序章で提示した法情報の編集原理—

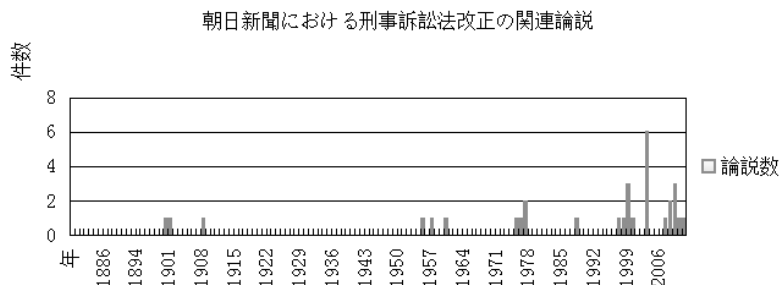


図 2

「法的統合の評価」と「法解釈の論理」を具体化したものである。第二に、記事の立場とは、記事の類型を問わず、当該法改正に対する態度のことを意味する。加えて、記事自体の立場ではなく、取材協力者の立場も視野に入れる。記事の立場を論じる際に、読み手の判断つまり主観的な側面（拙者）が排除されにくい。それに対して、異なる立場にある取材協力者の意見がどのように報道されたか、情報源から客観的に論ずることができると思う。従って、ここでいう「記事の立場」とは通常理解ではなく、新聞の記事の中に異なる立場の「法的議論」が含まれるかどうかである。そこでの、「中立」とは当該立法に関する肯定的と否定的両方の立場が報道されること、あるいはまったく触れていない状態を指す。それに対して、「賛成」とは肯定的な立場のみあるいは殆ど肯定的な言説、同じように「反対」とは否定的な立場のみあるいは殆ど否定的な言説に構成された場合である。

①明治大正立法期

1880年～1922年の間に、刑事訴訟法改正（治罪法改正も含め）に言及した記事は総計114件であり、1900年4月6日朝刊1頁で掲載された「法典調査会の功績如何」の解説記事と1907年2月11日朝刊3頁で掲載された「刑法改正案」の社説以外は、全て報道記事であった。また、刊行地について、1888年以後の記事は全て東京で刊行されていた⁶⁰。そして、

⁶⁰ 朝日新聞は1879年大阪に創刊し、その後、1887年東京に進出した事情がある。従って、1880年～1886年で掲載した記事は大阪の発行となっていた。また、

社説また人物紹介記事⁶¹など以外、全ての記事の主題情報は「政治」に分類されている。刑事訴訟法立法報道の主題により2つに分けると、「立法活動」が95件（66%）、「条文内容」が39件（27%）である。ちなみに、その時期の報道には全て漢字のふり仮名がついており、立法記事に漢字の使用が多いためそうしたふり仮名の使用もよく見られる。当時の朝日新聞は市民向けの新聞であり、そうしたふり仮名の使用も読者の状況に応じる対策と考えられる。従って、立法報道に含まれる法情報、特に改正案内容の紹介などなど、当時の読者にとって決して分かりやすいものではないことも分かる。ちなみに、個別の漢字以外、記事全文のふり仮名つきは後の立法報道で見られなかった。

立法活動に関しては、元老院、衆議院などの議会活動、法典調査会などの法務省の動きを中心に報道がなされた。それ以外に、検事、特に弁護士及び弁護士会の活動も少数掲載された。

立法活動の報道の多くは、100字以内に、審議の時間、参加者、また審議事項の名称のみが掲載されている（図3では緑を表示する部分）。例えば、以下のような記事はこうした特徴を示していた。ここから分かるように、記者の署名または取材協力者の情報が表されず、従って法改正に関する関係者の態度を推測するのはほぼ不可能である。また紙面の中に一番下の段に掲載されたことから関心度の高い話題ではないことも分かる。こうした記事は国会（元老院）の動向を読者に紹介する、つまり一方的な情報の公示であった。

「治罪法を改正せられるといふ噂い兼て聞き居たりしがいよ～當一月より元老院にて改正案記事を開かる、由」（1883年1月20日大阪朝刊一頁3段）

1880年～1886年における立法報道では「東京通信」の形もしばしば見られる。つまり、当時立法を報道する記事の取材現場は東京にあることがわかる。

⁶¹ 1921年6月10日 東京／朝刊5頁4段「勤続四十七年間の回顧 改善の努力に本望を遂げて 大審院を去るに臨み 横田老院長の述懐」（1880年～1922年まで唯一写真付き）。

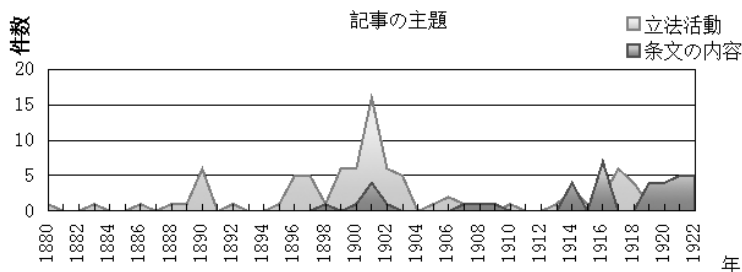


図 3

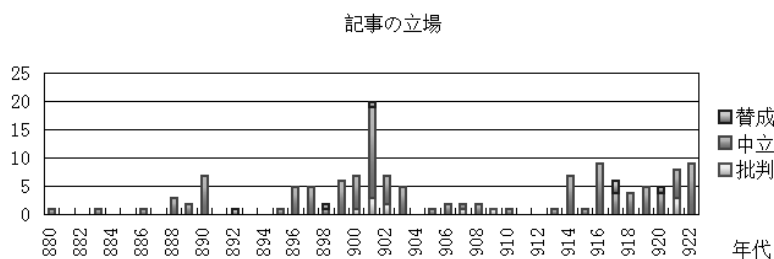


図 4

その時期には、条文の内容を紹介、解説した記事も見られ、その中で
 は特に弁護士の発信がしばしば散見される。1890年まで多くの記事は、
 法務省及び議会を中心とする立法議論を報道したが、会議の開催や人物
 の出席など活動の模様に報道の重点であった。条文の内容を紹介する記
 事が集中的に現れたのは、1890年以後であり、それ以後には増加の傾向
 が見られる。法務省が刑事訴訟法改正法案に着手した1901年、改正案を
 議会に提出した1913年、1916年、1918年、そして改正案が通過した1922
 年には、審議論点の提示を兼ねて条文の内容が多く紹介されていた。条
 文内容への言及は、1901年から1913年になかったが、また1918年から
 1922年まで見られることから、新聞における条文の紹介は、法務省およ
 び法典調査会など立法過程の動向と連動する傾向があったことが分か
 る。例えば、1916年6－7月における5件の刑事訴訟法改正案の記事で
 は、法律取調委員会の出席者や審議の模様を伝えたほかに、審議の論点
 についても論じていた。以下は、1916年6月27日東京朝刊に掲載された
 「国家の誤判責任—法律取調会内の主張」と題した記事である。

「…… 特に法律取調会に於いては刑事訴訟法改正案調査その他の関係上誤判事件に対しても注意を払うもの少からず最近に至り愈々誤判事件に対するに国家の賠償責任を規定せざるをべらずと主張する者出でたりとのことなれば従来閑却せられたる誤判事件が漸く真面目なる研究に上るに至れるを見るべし」(1916年6月27日東京朝刊2頁7段)

また、立場面では、記事の傾向を図4に表示する。図4から見れば、殆どの記事(117件、81%)では特定の立場が示されなかった。立場の面で注意すべきなのは、記事全体が中立である場合に、反対と賛成の意見が併記されているケースもあることである。同じ論点をめぐって異なる立場の配慮するような編集によって記事の中立性が維持された。それに対して、批判的な記事にしても賛同的な記事にしても、当時では単独の情報源から編成したことが多い。弁護士会、また学者の意見は、こうした形で掲載されていることがしばしば見られる。その中に、立法者の立場も法律専門家の立場でもなく、新聞自身が一定の評価を提示するケースも存在する。1907年2月11日東京朝刊の社説は、刑事訴訟法(治罪法)を含む刑事改正をめぐる議論に言及し、新聞(執筆者)による否定的な立場を明言したものである。

「…… 改正案の要領は既に本紙に詳報したり。名は改正といふと雖も、其実は全く新規の蒔直しといふも或は不可なし。改正委員の仲間には、之を用つて世態人情の転進に応じ、且つ世界最進の学理に適すと稽す。而して傍より之に批判を加ふる者は、寧ろこれを以て過度の改正を為すものなさに非す。適度か、過度か、専門家ならぬ吾人の漫に判断し得る所ならねども、但し今度の改正案を以て、之を八九年前に公けにせられし改正案及三四年前の改正案に比較するに、其異なる所極めて少し……」(1907年2月11日東京朝刊3頁1段)⁶²

⁶² また、そこでは、外国法の導入による当時日本の法制度また裁判官(法専門家)の「世間知らず」、つまり法システムと社会大衆の考えの間にあるギャップ

②戦後の立法

第一期 1945年～1956年



図5



図6

戦後第1期の集中報道は1945年（11件）議員法曹会の提案⁶³から始まり、1953年刑事訴訟法の改正でピーク（22件）を迎えており、1956年に評論などの掲載以後、しばらく刑事訴訟法改正の報道は見当たらない。その時期の記事数（図5）によれば、総計45件の記事は、前の大正立法期と同様に、全ての記事は東京の発行で、政治分野に分類され重要なニュースとして掲載されていた（1頁での掲載は34件、76%）。

が問題視されていた。ここで見られた積極的に政治参加の姿勢は当時大正デモクラシーの風潮と関係ないわけではないが、その時期の立法報道はまた審議の報道を中心に展開している点からあくまでも既存の報道体制に維持しつつ、部分的にこうした社会環境を応じた変化が現れたとしかいえないだろう。

⁶³ 1945年12月1日 朝刊 1頁 4段 「刑事訴訟法改正法案 議員法曹会より提案」

大正立法期と比べると、まず報道開始の時点では、大正期の報道が法典調査会⁶⁴の活動からであったのに対して、1945年の報道も1953年の報道も議会の提案から報道に取り込んでいたことが分かる。これは、その時期の立法の緊急性を反映したものと読み解くことができる。さらに各法改正の状況を分けると、1948年の刑事訴訟法改正に関しては、立法活動を「きょうの両院」など100字以内の議会通報⁶⁵以外、1948年5月27日東京朝刊1頁に掲載された「新刑事訴訟法案提出—法案」では法案の内容を詳しく紹介した。また、内容部分に関しては「天声人語」の短評⁶⁶というような形で言及された。前期の立法報道に比べ、国会審議の形式的な過程より、さらに条文の内容に踏み込んだ報道の姿勢が見られる。

図5の中で、立法活動中心の報道は31件（69%）、条文紹介中心の報道は14件（31%）である。ただ、図2に照らせば分かるように、その変化は必ずしも単独の論説また解説の増加によるものではない。それは、報道自身が立法・議員の動向以外に、議題を中心に展開する新たな手法を取り入れた結果である。特に1952年～1953年の刑事訴訟法改正の報道では、警察制度、検察権の拡大、訴訟の促進、犯罪捜査などの議題に関しては、単なる審議の結果だけではなく、制度の経緯や各説も紹介していた。そのような記事では、国会での発言以外にも、直接審議に参加していない検察側、警察側、裁判所側または学者の見解を紹介する場面がみられる⁶⁷。以下は、1953年7月8日東京朝刊に掲載され刑事訴訟法

⁶⁴ 法典調査会の機能はその時期から法制審議会に引き続けられてきた。

⁶⁵ 1945年12月9-14日朝刊 1頁「きょうの両院」；1948年5月27日朝刊 1頁5段「新刑事訴訟法案提出—法案」

⁶⁶ 1947年8月5日朝刊 1頁「天声人語」

⁶⁷ 1953年1月19日 朝刊 1頁「政府、提出法案の検討始む 「占領」の行過ぎは正 労働、警察制度の改革へ」

1953年2月16日 朝刊 1頁「検事の指揮権を強化 刑訴法—刑事訴訟法改正案」

1953年2月24日 朝刊 7頁「執行猶予を拡張 刑法など改正案国会へ—刑事訴訟法改正案」

1953年6月4日 朝刊 1頁「刑訴法三たび国会へ 裁判所側 訴訟促進の再改正要望—刑訴法」

改正をめぐる記事「『犯罪捜査権』のあり方—四氏の意見」の紙面である。前期の立法報道と比べたら、記事の構成上に最大の特徴は単一の情報源あるいは記事から、複数の取材や解説の組み合わせを通して法改正を報道することである。法実務の意見を紹介する検事・公安とそれに対抗的な言説を提示する学者や弁護士意見を同時に示される手法、また取材協力者の発言を引用する形で出来る限り新聞自身の立場を隠す意図が読み取れる。

そのような報道の変化が当時の立法過程の議論に如何なる影響力を持ったかということは新聞の記事のみからは検討できない。ただ、法議論の構成においては、少なくとも以下のような意味を持つことになると思われる。

まず、立法報道の主題の拡大は、従来の議会・官庁中心の議論から、憲法との関係性など法条文の整合性に関する内容までを情報として扱うことを可能にした。1953年の刑事訴訟法報道では、法律研究者を含む法曹全般への取材に基づく記事が掲載されたことで、検察権・警察権の強化への警戒など、法学研究の関心テーマと共通した傾向が見られる。

また、従来の報道に解説を加えることによって、記事の評価立場を客観化する効果も得られる。明治大正期の立法報道で条文内容への言及は、特定の人物（議員、弁護士（会）、学者）の発言または編集者自身の立場にともなう場合が多かった。これに対して、解説報道が集中的に現れた1953年の記事（図6参照）を見ると、報道というカテゴリーに従っていずれの解説も無署名であり、制度の紹介に止まり立法への賛成か批判かを明言することがなかった。立法の活動などの行動の記録に見える明治大正期の立法報道に対して、特に50年代の立法報道は、異なる情報源も編集に加え、国会審議以外の議論の進展を整理し、情報の整合を行った。

1953年 6月18日	朝刊	1 頁	「改正点の追加困難 刑訴法__刑訴法」
1953年 7月 6日	朝刊	1 頁	「解説＝刑事訴訟法の改正案__刑訴法改正案」
1953年 7月 8日	朝刊	3 頁	『「犯罪捜査権」の在り方 四氏の意見__刑訴法改正案』
1953年 7月17日	朝刊	2 頁	「刑訴法改正案の論点__刑訴法改正案」
1953年 7月18日	朝刊	1 頁	「小野元教授が賛成 参院法務委員会__刑訴法改正案」

1953年7月8日東京朝刊3頁



ただし、そうした記事の構成は一見客観的であるが、実際に新聞自身による情報コントロールの強化という意味で理解することができる。なぜなら、そこには情報の選択と編集といった新聞社の作業がより求められるからである。明治・大正時期の場合、情報のバリエーションが少ない、新聞による情報の内容は立法の進展や議員や法務省への取材に依存しているように見える。それに対して、以上のような1953年の検察権また治安維持への新聞報道は、立法活動から条文内容への重心を移行しつつ、編集者の工夫がより刑事法改正の記事に反映されていたことが分かる。

第2期 1977年～1978年 「弁護士抜き公判」の法改正

1977年10月から1978年2月まで、朝日新聞では、訴訟促進に関する刑事訴訟法特別改正の報道が集中的（17件）に掲載された。この5ヶ月の法改正報道では、法務省あるいは法制審議会の動向を中心に、これまでの立法報道とは幾つか異なる特徴が見られる。



図 7

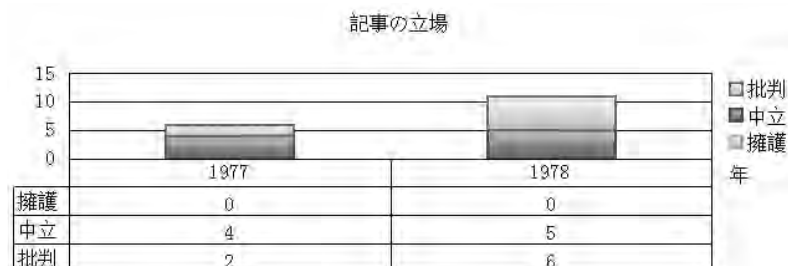


図 8

第一には、特定の事件類型が立法報道の背景として言及されていたことである。それ以前の立法報道では、明治大正期も戦後40～50年代も、法務省または議会の動きを中心にしてきた。これに対して、朝日新聞が注目した1977年～1978年の刑事訴訟法改正（案）は、1960年代後半から1970年代までの日本赤軍などの過激派によるハイジャック事件に関する訴訟の長期化を背景にしていた。当時、関連訴訟において、弁護士が訴訟を引き延ばすために、意図的な法廷への欠席、弁護の辞任などを行う現象が頻発したため、その改正案では、訴訟の迅速化を促進するため、弁護士の戦略的な不在または被告人がそれを承知した場合、弁護人が欠

席した場合でも訴訟を行う、所謂「弁護士抜き訴訟」の規定が設けられていた。特定の社会現象を背景とした立法報道は、その報道形式にも影響を及ぼした。図7はその時期に掲載された論説・社説以外の記事を主題類型から整理したものである。これによれば、これまでの立法報道は殆ど「政治」に分類されていたが、1977年～1978年の立法記事では「社会」を主題にしたものが現れたことが分かる。ただし、「社会」に分類された記事の内容は、法務省の法制審議会または弁護士会への取材によるものであり⁶⁸、従来政治に分類された素材によるものであった。

第二には、条文の内容に関する解説が強化され、一般の報道記事においても、解説や論点の紹介をより多く取り入れようとしたことである。

戦後第1期に見られた「立法活動から法内容へ」の方向転換は、1977年～1978年でさらに一般化され、立法活動と条文紹介の両方を含むような立法報道のスタイルが成立した。記事の構成は、審議の内容を紹介する前に「弁護士なき訴訟」制度の概要が紹介され、また記事の最後には改正案の条文を掲載するような構成がパターン化されていた。そのパターンは、以上の1978年法改正の議会提案に向けた特集記事によく使われている。そのパターンの記事は、中立の立場に立つことが多かった。図8で中立の部分の殆どは、この種の記事である。

第三には、報道以外に、社説や論壇が活用されたことで、立法報道の多様化が促進された。1977年12月18日東京／朝刊に「刑訴法改正案と弁護権」という社説が掲載され、また、1978年1月17日東京／朝刊『「弁護士抜き裁判」への疑問 乗っ取り防止とは本来無関係』及び1月19日東

⁶⁸ 1977年10月19日 朝刊 1頁

「今国会に特別措置法案 乗っ取り犯に強い措置 政府対策本部決定 旅券発給を厳しく 刑罰、無期か十年以上 刑訴法改正さらに検討」

1977年11月10日 朝刊 3頁 2段

『「弁護士なし」に反対 日弁連声明（刑訴法改正）__刑訴法改正問題』

1977年11月29日 朝刊 22頁

『「弁護士抜き公判を」 瀬戸山法相が法制審議会総会に諮問 ハイジャック防止 刑訴法改正案__刑訴法改正問題』

1977年12月20日 朝刊 1頁

「弁護士抜きの裁判 法務省案を了承 法制審部会__刑訴法改正問題」

1978年2月8日東京朝刊4頁

1978年(昭和53年)2月8日 朝刊 12版 (4)



弁護人抜き裁判 是非論 真二つ

「迅速化対策」といって、先例のどおりにしない。裁判官の裁量権を必要とし、生活には多くの被害。

迅速化めざし 歓迎 裁評所

弁護士会は「遅延で有害」

裁判官の裁量権を必要とし、生活には多くの被害。

氏名	年齢	職業	所属	備考
山田 太郎	45	会社員	東京	
佐藤 次郎	38	会社員	大阪	
鈴木 一郎	52	会社員	名古屋	
高橋 三郎	41	会社員	福岡	
田中 四郎	35	会社員	札幌	
山本 五郎	48	会社員	仙台	
佐々木 六郎	39	会社員	新潟	
渡辺 七郎	55	会社員	金沢	
中村 八郎	43	会社員	富山	
森田 九郎	36	会社員	石川	
山崎 十郎	50	会社員	福井	
佐藤 十一郎	42	会社員	岐阜	
鈴木 十二郎	37	会社員	愛知	
高橋 十三郎	53	会社員	三重	
田中 十四郎	40	会社員	滋賀	
山本 十五郎	46	会社員	京都	
佐々木 十六郎	34	会社員	奈良	
渡辺 十七郎	51	会社員	和歌山	
中村 十八郎	44	会社員	徳島	
森田 十九郎	39	会社員	香川	
山崎 二十郎	54	会社員	高松	
佐藤 二十一郎	41	会社員	愛媛	
鈴木 二十二郎	36	会社員	高知	
高橋 二十三郎	52	会社員	福岡	
田中 二十四郎	43	会社員	佐賀	
山本 二十五郎	47	会社員	熊本	
佐々木 二十六郎	35	会社員	大分	
渡辺 二十七郎	56	会社員	宮崎	
中村 二十八郎	45	会社員	鹿児島	
森田 二十九郎	40	会社員	沖縄	
山崎 三十郎	57	会社員	東京	
佐藤 三十一郎	42	会社員	大阪	
鈴木 三十二郎	37	会社員	名古屋	
高橋 三十三郎	53	会社員	福岡	
田中 三十四郎	44	会社員	札幌	
山本 三十五郎	49	会社員	仙台	
佐々木 三十六郎	38	会社員	新潟	
渡辺 三十七郎	54	会社員	金沢	
中村 三十八郎	43	会社員	富山	
森田 三十九郎	39	会社員	石川	
山崎 四十郎	50	会社員	福井	
佐藤 四十一郎	42	会社員	岐阜	
鈴木 四十二郎	37	会社員	愛知	
高橋 四十三郎	52	会社員	三重	
田中 四十四郎	40	会社員	滋賀	
山本 四十五郎	46	会社員	京都	
佐々木 四十六郎	34	会社員	奈良	
渡辺 四十七郎	51	会社員	和歌山	
中村 四十八郎	44	会社員	徳島	
森田 四十九郎	39	会社員	香川	
山崎 五十郎	54	会社員	高松	
佐藤 五十一郎	41	会社員	愛媛	
鈴木 五十二郎	36	会社員	高知	
高橋 五十三郎	52	会社員	福岡	
田中 五十四郎	43	会社員	佐賀	
山本 五十五郎	47	会社員	熊本	
佐々木 五十六郎	35	会社員	大分	
渡辺 五十七郎	56	会社員	宮崎	
中村 五十八郎	45	会社員	鹿児島	
森田 五十九郎	40	会社員	沖縄	
山崎 六十郎	57	会社員	東京	
佐藤 六十一郎	42	会社員	大阪	
鈴木 六十二郎	37	会社員	名古屋	
高橋 六十三郎	53	会社員	福岡	
田中 六十四郎	44	会社員	札幌	
山本 六十五郎	49	会社員	仙台	
佐々木 六十六郎	38	会社員	新潟	
渡辺 六十七郎	54	会社員	金沢	
中村 六十八郎	43	会社員	富山	
森田 六十九郎	39	会社員	石川	
山崎 七十郎	50	会社員	福井	
佐藤 七十一郎	42	会社員	岐阜	
鈴木 七十二郎	37	会社員	愛知	
高橋 七十三郎	52	会社員	三重	
田中 七十四郎	40	会社員	滋賀	
山本 七十五郎	46	会社員	京都	
佐々木 七十六郎	34	会社員	奈良	
渡辺 七十七郎	51	会社員	和歌山	
中村 七十八郎	44	会社員	徳島	
森田 七十九郎	39	会社員	香川	
山崎 八十郎	54	会社員	高松	
佐藤 八十一郎	41	会社員	愛媛	
鈴木 八十二郎	36	会社員	高知	
高橋 八十三郎	52	会社員	福岡	
田中 八十四郎	43	会社員	佐賀	
山本 八十五郎	47	会社員	熊本	
佐々木 八十六郎	35	会社員	大分	
渡辺 八十七郎	56	会社員	宮崎	
中村 八十八郎	45	会社員	鹿児島	
森田 八十九郎	40	会社員	沖縄	
山崎 九十郎	57	会社員	東京	
佐藤 九十一郎	42	会社員	大阪	
鈴木 九十二郎	37	会社員	名古屋	
高橋 九十三郎	53	会社員	福岡	
田中 九十四郎	44	会社員	札幌	
山本 九十五郎	49	会社員	仙台	
佐々木 九十六郎	38	会社員	新潟	
渡辺 九十七郎	54	会社員	金沢	
中村 九十八郎	43	会社員	富山	
森田 九十九郎	39	会社員	石川	
山崎 一百郎	50	会社員	福井	

京／朝刊『刑訴法の改正は必要 異常な裁判粉碎闘争への対策』といった弁護士会関係者が執筆した2本の論壇記事も掲載された。これらはいずれも、当時の改正案について、裁判の実態や憲法上保障された被告人の弁護権への侵害などの観点から批判するものであった。このように、社説また投稿記事は、報道記事とは違って、はっきりした立場を示しやすい傾向がある。図8で批判の立場を示した記事の中では、報道以外の記事が重要な地位を占めている（他の批判記事は、弁護士会の活動に関する報道であり、弁護士会関係者の投稿記事は、ある意味それらの活動の立場を代弁したものであった）。

③平成刑事法立法

1998年から2012年までには、総計176件の刑事訴訟法関連の記事が掲載されている。図1から分かるように、1880年から2012年まで全期間の中では、1998年以後の刑事訴訟法改正に関する記事数が最も多く、また報道の集中がより長い期間維持されている。また、記事の類型面では、前述のように報道以外の記事が全体の11%まで上っており、これは今までの立法期の中で一番高い数字である。なぜこの時期に刑事訴訟法改正の報道が盛んになったのかについて、以下いくつかの側面から検討を深めていく。

第一に、情報源の面における、実際の立法審議との関係についてである。1998年以後に集中した報道は、頻繁に行われた刑事訴訟法関係の法改正と連動していた。1998年～2012年の間に報道で言及された主な法改正としては、①組織的犯罪対策（1998年—2012年）、②少年法改正（1998年—2012年）、③犯罪被害者保護法案（1998年—2012年）、④裁判員制度（2001年—2012年）、⑤取調の可視化（1998年—2012年）、⑥公訴時効改正（1998年—2012年）がある⁶⁹。この間には、これまでの立法期とは違って、複数の立法の話題が同時期に進行していたのであるが、そのことが報道量の増加に繋がったものと解釈することができる。そして、もう一つ特徴的なのは、1998年以後、各法改正の報道が長期化する傾向があることである。上記の刑事訴訟法に関わる立法報道は、①②④⑥が法務省、内閣政府レベルの審議過程に関する東京発信の報道から開始されてお

⁶⁹ 刑事訴訟法関係の部分のみではなく、各特別法の改正をキーワードに検索した結果はより多くの記事が見られた。その内訳は、組織犯罪の法改正に言及した記事が94件、少年法犯罪が723件、犯罪被害者に関連したものが207件、裁判員制度が119件、取調べの可視化についてが879件、そして公訴時効に関するものが92件となっている。刑事訴訟法に言及した場合、特別法の法的な性質を意識しているように読み取ることもできるが、特別法に単独で言及した場合、関連の社会背景に重点を置くといった仮説が成立するかもしれない。従って、単独で特別法に言及した報道が刑事訴訟法関係の報道より多く現れた現象は、むしろ法律学専門の言説と異なる法報道の独自性という本論の主張を支持するものと思われる。

記事の主題

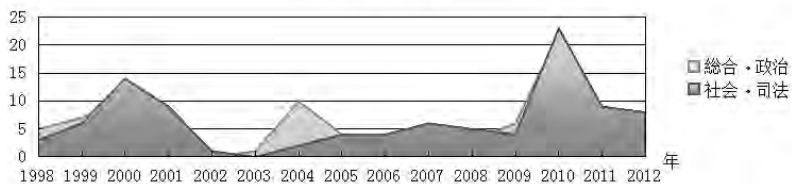


図9

記事の内容

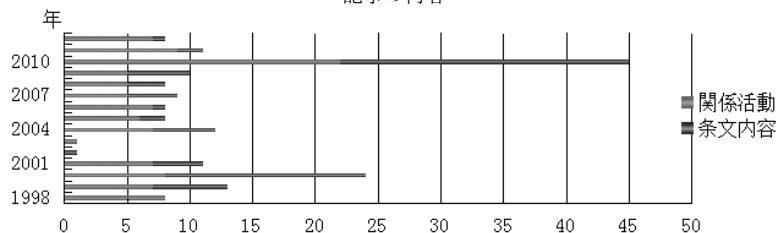


図10

記事の地域

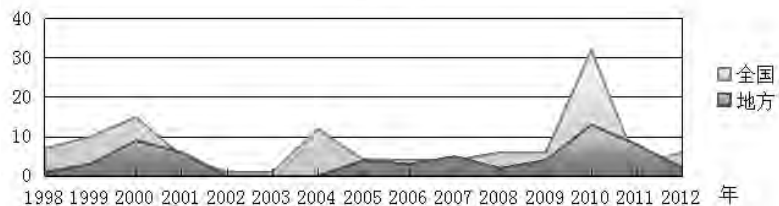


図11

記事の立場

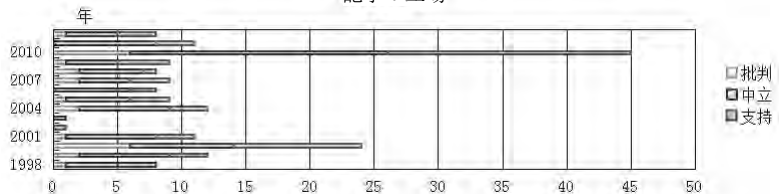


図12

り⁷⁰、③⑤では地方紙の解説記事において初めて言及された⁷¹。また、議題の領域にかかわらず、立法審議の後にも、制度の影響及び効果を取材する報道の継続が見られる。これまでの立法報道では、法務省または国会の審議が報道のスタートとなっており、審議の終了あるいは改正案が可決・施行された後に継続して記事を掲載する例は少なく、公的な機関における審議の期間が報道の期間とほぼ一致していたといえる。これに対して、1998年以後の刑事訴訟法改正報道の期間（サークル）が長期化しているのは、立法報道が公的な立法審議のみならず、別の情報源を加えた結果である。この時期の記事主題を示した図9では、政治面ではなく社会面の記事が報道を主導していた傾向が見られる。1998年以後、新聞において、刑事訴訟法改正は、日常生活に関わる情報として扱われるようになっているといえる。

第二に、記事の内容面における「立法」の扱い方についてである。【解説】・【オピニオン】・【検証】のような提言記事が増える一方で、事実報道における解説は減少している。図10に示したのは、改正条文の内容を中心に紹介した記事と法改正に言及した記事数である。これによれば、前者の数が相対的に少ないこと、つまり多くの記事には改正条文の詳細が掲載されなかったことが分かる。前述のように、これまで立法報道では、記事の重心は立法機関の活動から法制度の内容に移行しており、例えば70年代では立法活動に条文の内容解説を加える構成が一般的に見られた。これに対して、1998年以後は再び両者が分離し、立法に言及した報道は必ずしも制度の紹介を前提としなくなったことが分かる。

第三に、記事の発行地から見る記事の特徴である。これまでの記事は

⁷⁰ 1998年05月08日 朝刊 「社民など強い反対、今国会成立困難 組織的犯罪対策法案きょう審議」

1998年06月16日 夕刊 「再審手続き導入盛る 法制審の少年法改正についての諮問事項」

2001年01月31日 朝刊 『司法制度改革審、「参審制」軸に検討 重罪事件の刑事裁判対象』

⁷¹ 1998年12月04日朝刊 【大阪】「性犯罪被害者の人権、日本の立ち遅れ指摘」

1998年7月2日夕刊 【兵庫】「取り調べの可視化 渡辺修（ぎ修先生の刑事裁判ってな〜に）」

全て東京から発信されたものであったが、1998年以後は、本紙あるいは東京発行を中心にしつつも(158件、全体の89%)、地方紙でも刑事訴訟法改正に言及されるようになった(18件、全体の11%)。言うまでもなく、法務省または国会の審議に依存した刑事訴訟法改正の報道では、その情報源の所在である東京(つまり東京発行あるいは本紙)で記事が掲載されるのが自然なことである。これに対しては、新たに増えた地方紙の「立法」報道は、社会面の記事として、特定事件の捜査・裁判や、地方の弁護士会、被害者遺族団体の活動などから報道を構成するものであった。そのような記事では、条文内容の整合性よりも、警察、弁護士、被害者遺族などの事件経験(法使用経験)がより前面に現れるようになった。地方紙の記事の中には、前述の②犯罪被害者保護法の制定、③少年法改正、⑥公訴時効改正に関する記事も見られる。これらに関する地方報道の特徴は、各自の法的な問題提起を追うだけでなく、法使用者の法意識・法感情を見せるところである。例えば、以下のような記事が掲載されている。

「佐賀県鳥栖市で6年前に起きた殺人未解決事件の遺族は、時効廃止へ前進したことを評価する一方、すでに時効が成立していることで対象から漏れた事件の遺族は、悲痛な胸の内を訴えている。」
 -2010年02月11日朝刊『「時効廃止」へ希望の一步 「一生、罪を償って」 鳥栖の殺人事件遺族訴え』／福岡県

第四に、法改正に対する立場の変化についての検討である。図12に示されているように、1998年以後の記事のうち、中立の立場は93件(53%)、法改正を支持したのは58件(33%)、法改正に慎重な立場あるいは批判的な立場を採るものは25件(14%)となっている。特定の立場を採る記事が半数近く(47%)となっており、これは刑事訴訟法報道史の中で最も多いものである。このような傾向の背景には、次のような幾つかなの変化があると考えることができる。まず、この時期に増加した社会面の記事では、専門家以外の事件の関係者の言説が重視される傾向があり、従って関係者自身の立場が記事に反映されやすい構造となっている。また、情報伝達の企業としての新聞機関には、情報規制にかかわる法の問題に

ついて制度の改正を求める傾向が見られる。この時期に言及された法改正、特に組織的犯罪、裁判員制度、取調の可視化に関する報道の問題意識は、通信統制、報道表現、情報保存などの情報面にあるように見える。これらの記事においては、アクセスの便利さなど情報環境の改善を促進するように、すなわち情報規制の改正を支持する立場がみられる。

結び 法情報の「社会化」

本章では、「新聞」という情報媒体を素材として、そこで現れた法的コミュニケーションの性質を考察した。上述の通り、新聞における情報の発信は既存の法学研究にも言及されていたが、法報道に関する規制では、一方的に法学者・法学的言説を強調する恐れが懸念される。つまり、既存の考えに従えば、法情報の質は法律専門家（研究者・実務家）が担保することになる。もちろん、法情報の担い手として、一般市民より法制度の運用や法律学に関する知識豊富な専門家側が適任であると容易に推測できる。本論は、その考え方を否定するつもりもない。ただし、法律専門家が実際に情報の担い手になれるか。本章の検討から十分に答えることはできないが、少なくとも新聞における法情報は常に法律専門家の発信（理念）と一致するわけではないことが確認された。

本論では、法情報の問題は、主題の設定、情報の処理方法、読者層の構造といったメディアの組織的な側面に繋がることを明らかにした。従来の法学が想定した専門家の法情報モデルから離れつつ、情報として法的コミュニケーションの拡大は、刑事法立法の報道を通じて検証された。表現の自由アプローチにおける情報像は、情報に関する利用を、つまり「集団を構成するメンバーの誰もが参加できる集团的（公共的）合意形成の場合」を目的とする。そういう意味では、こうした新聞報道の変化は法（情報）へのアクセスがより容易にできることを示した現象かもしれない。

だが、観点の多元化とともに、報道された言説の範囲に一定の選択基準が見られるという側面も留意すべきである。新聞研究では報道する価値に関する理論の中で、特に指摘されたのは近接性（proximity）、規模（scope）、差異（Deviance）と社会意義（social significance）である。す

なわち、近接性 (proximity) とは事件の現場と新聞機関の所在との間の物理的な距離、規模とは事件の影響力、差異とはこれまでの事件と異なる特性、社会意義とは政治、経済、文化や社会福祉など社会の重要な領域との関係を指す⁷²。本章の第二節で見られた立法報道の特徴はいずれも以上の原因にあてはめるように思われる。特に90年代以後、立法報道には地方の弁護士 (会)、警察または関連事件の当事者による発信が多く見られ、立法報道は単なる東京のニュースではなく全国規模の事件となったことが分かる。中でも、近接性 (proximity) と規模 (scope) の関係から考察すると、立法の報道は東京の国会審議との物理的な距離に関わらず、当該地方への意義を強調する心理的な距離 (psychological closeness) を強調することによって報道規模の拡大が加速した。また、そうした規模の拡大とともに、公式な立法過程や審理内容は政治領域の課題を超え、被害者権利の保障など社会的な課題へと繋がるようになる。元々日常的な出来事ではない (差異性) 立法は、多様な法言説を取り入れることによって、複合的な側面を持つ話題になりつつある。近時の刑事立法に対する報道の関心はそうした報道の変貌からも説明できるかもしれない。

ただ、本論では、そうした報道の変化が単なるメディア自身の特性、いわゆるメディア技術論の結果として考えているわけではない。メディア技術の影響を報道の要因から分離することはできないが、報道の内容は確かに当該社会の法意識 (あるいは報道側が想定した法意識) を反映した側面もある。立法という概念の拡大と社会への浸透が、こうした立法の報道を促進するような効果も否定できない。さらに、一部の社会面の記事では、法的問題自身を扱うのではなく、関係者の法認識を通して個人と社会の葛藤という物語を描く。そうすると、少なくとも個人と社

⁷² Pamela J. Shoemaker/Jong Hyuk Lee/Ganf (Kevin) Han/Akiba A. Cohen, *Media Studies: Key issues and Debates*, SAGE Publication (2007), pp231-238. その四つの要素はいずれ新聞報道の形成に影響する要因として、いまでも多くの研究に引用または検証されている。最近の研究として、Shoemaker, Pamela J./Cohen, Akiba A. *News around the World : Content, Practitioners, and the Public*, Routledge (2006) を参照しよ。

会の関係を再確認するような、法の(象徴的)公示価値を持つ「法的コミュニケーション」は、新聞の記事という形で行われていることになる。

第三章 雑誌における法的問題の構築

—『法律時報』の事例研究を兼ねて

本章は、法律情報誌いわゆる「法律雑誌」の変遷に着目し、法情報の伝達過程を考察することにした。法律雑誌では前章の法報道と同様に、著者—編集者—読者という関係の中に法・法現象をめぐる情報としてのコミュニケーションが行われる。司法を中心に形成される法解釈のコミュニケーションと比べて、法律雑誌はメディア産業の一環であり、法学の周辺的なものにみえる。その一方、新聞のような一般向けのメディアにおける法をめぐる議論と比べて、法律雑誌の発信は法律家や法システムの立場を代弁するような位置にある。そういう意味で、法律雑誌における法的コミュニケーションはメディア・システムと法システムとの間に現れた「複合的」なものである、と指摘できる。

そうした法律雑誌の特性を踏まえた上で、本章は、法律雑誌を切り口にして、法律専門家の情報活動とその意義を検討しようとする。ここでの法律専門家の情報活動とは、法律雑誌を通して法律家の発信活動（法学者、法曹、または法律の作成や執行に携わる行政官僚など、法律を生計にする人々を以下では法律家と呼ぶ）を指す。法律専門家の情報活動とその効果を検討する際に、専門家の言説を中心に扱ってきた法律雑誌は良い題材である。情報の発信からはじめ、編集戦略または雑誌の刊行を支える市場状況や読者層まで情報伝達過程の全体を把握することができるからである。法律雑誌において法情報の価値がいかに関与されてきたのか、また社会の動向にどのような対応が可能なのか、という問題に焦点を当てる。

まず、先行研究の状況を敷衍しながら、本報告の立場を明確していくことにする。日本における書誌学的に考察や資料整理の検討が若干見られるが、法律雑誌という社会現象に関する研究は極めて少ない。それらの研究では「法律雑誌」を法学者の情報発信媒体であり、法学教育の資料として位置付けられている。思想史的に特定の法学者による法律雑誌

への投稿を分析すること、法情報の一種としていかに入手しやすくすること、などの検討が見られる。そこでは、雑誌選定や時代設定について研究者によって違うものの、「法律雑誌」は法学者の言説によって生み出され、法律雑誌＝専門誌というイメージが定着していることが言えよう。

しかし、これまでの研究には幾つかの欠けていた点も指摘できる。第一に、先行研究では「法律雑誌」の歴史的変遷が明らかにされていない。「法律雑誌」というジャンルは、時代が下がるにつれて急速な発展を遂げる。このような動向のなかで法律雑誌が語る内容も不変であるとは思えない。また、江戸時代知識人の読書会における蘭学など外書への勉強とその同人誌の内容に法学的議論が見られ、近代的な司法制度の導入よりはるかに早い時期でもある⁷³。そういった経緯からみれば、法律雑誌など法情報メディアの変化は日本における法的コミュニケーションの全貌を把握する際に役立つ素材になる。

第二に、「法律雑誌」という情報媒体が生み出され、人々から支持された社会的背景を十分に解き明かされていない。つまり、「法律雑誌」はどのような人々のどのような要求から生まれ、どのように支持されていたのかということはほとんど明確にされていない。ただ、雑誌というメディアを論じる際に、その点は常に議論の中心にある⁷⁴。

雑誌研究の知見を参照しながら、法律雑誌を分析する際に、公的議論（世論）の活性化と各雑誌内容の細分化、二つのテーゼが求められる。前者はいうまでもなく民主的プロセスの理念、つまり情報の公開や公的議論の活性化に寄与するものである。法学の問題に言い換えると、専門

⁷³ 前田勉『江戸の読書会—会読の思想史』（平凡社、2012）12–13頁を参照。

⁷⁴ 日本における雑誌研究は主に歴史学またメディア史の領域において展開されている。検討の対象は総合雑誌をはじめに、女性誌また教育関係（児童）の雑誌まで及ぶものである。日本における雑誌の本格研究は、まず永嶺重敏の『雑誌と読者の近代』（日本エディタースクール出版部、1997）を無視できない。優れた事例研究として、鈴木貞美＝編『雑誌「太陽」と国民文化の形成』（思文閣出版、2001）、佐藤卓也『「キング」の時代—国民大衆雑誌の公共性』（岩波書店、2002）、または大澤聡『批判メディア論—戦前期日本の論壇と文壇』（岩波書店、2015）を挙げることができる。

家と素人との間に法的コミュニケーションの可能・不可能に関するものであり、法システムの自律性という理論的な問いにも関わる。後者はメディアとしての雑誌を支える読者層の構造に関する。法律雑誌の読者を「法律職業の共同体」の構成員として理解すれば、後者の観点から法律雑誌史を捉え直すことは、表面的なメディアの変遷ではなく、法学内部の分化や変化を把握するという意味も有する。

本章の構成は次のとおりである。第一節では、法律雑誌という基本概念を簡単に解説し、日本における法律雑誌の変遷を追いながら、法律雑誌というメディアの所在を確認する。次に、事例研究の手法を用いて、『法律時報』という法律雑誌の運営と内容構成に着目し、そこで提示した法・法的問題の構築とその背景を検討する。第二節では草創期の『法律時報』を取り上げ、1929－1937年の間における『法律時報』の構成の変化を通して編集方針の形成とその変化を検討する。第三節では、前章との比較を念頭に置きながら、50～60年代の刑事法改正をめぐる『法律時報』の特集を素材に、法律雑誌の発信と立法過程との関係を明らかにする。最後の結論では、法律雑誌を通して行う法的なコミュニケーションの効果および限界について論ずる。

第一節 法律雑誌というメディア

第一款 法律雑誌の基本概念

法律雑誌を定義するには、いくつかの方法がある。通常、日本におけるリーガル・リサーチや法情報リテラシーでは、発行主体によって、法律雑誌（法学雑誌）を出版社の刊行する商業誌、大学の紀要、行政機関・立法機関・司法機関・政党が発行する雑誌、学会が発行する学会誌など分類を行う。一方、読者の視点から整理すると、実務家向けの情報を掲載する雑誌、研究者向けの研究雑誌、学生や司法試験のための学習雑誌などに分類される。さらに、雑誌の形式を見ると、1990年代以降紙媒体の他に、「法律時報」、「ジュリスト」、「商事法務」の本文がデジタル化され、データベース形式で法律雑誌を読むことも可能になった。以上の整理から分かるように、法律雑誌といった名称の下に、発行主体から対象となる読者とその環境、発信される形式まで、実は様々なファクター

が多く含まれている。

もし内容面から法律雑誌を理解すれば、法律雑誌を次のように紹介することができるだろう。すなわち、法律雑誌とは、法的テーマを論じる記事・論文を中心に掲載し、定期的に刊行される出版物を指す。ただし、法律雑誌における「法的問題」が何を指すのか、その解答によって法律雑誌に対する理解は変わる。法律雑誌という刊行物の性質について、高橋裕は以下のように分析している。すなわち、法テキスト（法情報）を、条文、判例など法源に属する第一次テキスト、と「法源の解釈にあたって、同時に／先行的に／潜在的に理解と解釈との対象となるテキスト群」第二次テキストに分けた上で、「第一次テキスト・第二次テキストは、どのような媒体を通じて生み出され、また社会に提示されていく（か）」という側面から法律雑誌の機能を見ている⁷⁵。この整理が正しいとすれば、司法データつまり法実践で生じた情報（第一次テキスト）、とそれに関する理解（第二次テキスト）の記述両方とも法律雑誌が扱っている「法的問題」に含まれることになる。ただ、ある前提問題がここでは論じられていない。それは、法律雑誌における「法的問題」は誰に、どのように決められているのか、という問題である。高橋の研究は、明治中期の『大阪攻法会雑誌』を対象に、原稿提供者を通して雑誌の位置づけを分析していた。後で述べるように、その時期の法律雑誌は同人誌的な性質を有し、個人運営の編集者（過程）いわゆる編集過程が組織化されていないケースがよく見られる。従って、編集過程の影響が弱く、著者側の意識に収斂される可能性がある。ただ、その後の法律雑誌は、単一の学者発信のフォーラムのみではなく、大学紀要以外の実用雑誌（以下では、法律実用雑誌と呼ぶ）つまり一定の社会ニーズに応じるようなメディアとして発展してきた側面も無視できない。その中に、法情報の掲載価値、つまり「法的問題」をめぐる編集のコミュニケーションは法律雑誌のあり方にとって重要な意味を持つようになる。

また、本論は、雑誌の編集方針あるいは掲載基準に注目する。編集方針または掲載基準は、単なる編集者の気まぐれではなく、原稿取りの状

⁷⁵ 高橋裕「明治中期の法律雑誌と大阪攻法会：梅謙次郎『日本民法和解論』に導かれて」法と政治65-1、158-162頁を参照。

況また雑誌の採算性を考慮した上で総合的に判断されているからである。法律家が法律雑誌の主な原稿提供者であるので、原稿取りは法律家の発信活動に依存せざるをえなくなる。従って、原稿取りには、法律家の議論動向が多く反映されるわけである。そして、雑誌の採算性は読者層の反応に関わるため、社会背景との関連づけを分析するよい素材にもなる。それによって、法律雑誌を通じて、社会において法システムないし法学の機能が探ることができると思われる。その前に、なぜ日本の法律雑誌がそうした構造を持っているかについて少し敷衍して説明する必要がある。そのために、次では日本の法律雑誌の歴史について概観する。

第2款 日本における実用法律雑誌の変遷

2.1 萌芽期（～1900年）

周知のように、日本における近代法の体系及び法学学問の枠組みは、日本社会自身のものではなく、明治維新以後の立法作業に伴い、政府主導の形で西洋から導入されたものである。そのような背景は、明治期の法律刊行物にも影響を及ぼしていたように見える。西村捨也の『明治時代法律書解題』によると⁷⁶、当時の法情報における社会性（外部性）は、以下の二点に現れていると思われる。

第一に、外国書の翻訳、紹介や解説が、明治期に最も多く見られた法律書の形態であったということである。特に明治前期（明治元年—明治22年）には約350種類の外国書が翻訳され、後期においても外国法の紹介などを含め約300種類の法律書が出版されている。第二に、法律に関する刊行物の大部分は官庁から出版されたということである。外国書翻訳の刊行者は、太政官、元老院、司法省や文部省であり、また法令法規の出版も官庁によるものであった。西村は、こうした現象の背後には、法律雑誌の専門性のためにスポンサーがなければ経営が上手くいかないという難題があったことを指摘している⁷⁷。

⁷⁶ 前注47・西村、第289－295頁を参照。

⁷⁷ 当時から例えば東京大学の『法学協会雑誌』、明治法律学校の『明法雑誌』など大学教育機関の機関誌が幾つかあった。しかし、当時の帝国大学は「国家ノ須要ニ応ズル學術技芸ヲ教授シ、及其蘊奥ヲ研究スルヲ以テ目的トス」（1886

明治中期から、非政府系の出版者は法令の公表以外に、教育、法律相談など生活の側面に目をつけるようになった。そのような法律雑誌は、殆どが主に弁護士関係などの民間出版者によるものであり、1、2年以内に休刊するものが多かった。これらの法律雑誌については、残されている資料が少なく、編集や読者に関する情報はさらに断片的にしか残っていない。その中でも現在まで保存されている一部の法律雑誌を整理することによって、当時の実用法律雑誌を紹介する。

まず、教育関係の法律雑誌があげられる。明治中期には、各法律学校から数多くの法学講義録が出されていた。これらは、当時法律学を学びまた弁護士を志望した学生の教材として提供されたたものと思われる。例えば、1889年の『五大法律学校聯合討論会雑誌』は、大学ではなく博聞社の書店から発行された雑誌である。『五大法律学校聯合討論会雑誌』の編集者には、長崎、鹿児島、大分、福井または兵庫、地方の担当もいた。販売の方法は、東京（神保町）での特売だけではなく、地方の大販売や出版社の発行所も動員された⁷⁸。このことからすると、『五大法律学校聯合討論会雑誌』の販売範囲は日本全国を及んでおり、相当の読者数があったものと推測できる。

当時の法律雑誌では、講義や学校の情報以外に、受験向けの資料掲載も見られる。例えば、1887年に群馬県で創刊された『法律捷徑雑誌』は、論説、問答（読者来信）、講義といった通常の内容以外に、試験の問題用紙も掲載していた（1891年4月号）⁷⁹。他にも、1891年に創刊された『政

年の帝國大学令第1条）と定められており、また当時法科大学卒業の学生が文官登用試験を経ずに採用されることもあり、法学に関わる大学教育機関は「官吏養成所」といわれるほどであった。当時、教育機関が出版した法律雑誌には官学の教授や法律立案に関係した官僚の書いたものが多く見られることから、学術雑誌は組織面においても情報面においても政府の支えによって成り立っていたといえる。

⁷⁸ 発行所は佐賀、埼玉、千葉、大阪、東京と福岡であり、大販売システムを採用したのは、静岡、名古屋、長野、福島、仙台、函館、越後長岡、金沢、伊予松山、備前岡山、広島、熊本と鹿児島である。

⁷⁹ 東京法学社の刊行した『法律應用雑誌』（1887年）も試験問題の掲載を設けていた。

法』は、「行政訴訟之判例、政治法律之精神」を掲載するという趣旨の下に、公務員採用試験の問題も掲載する方針であった。

次に、時事解説関係の法律雑誌である。国会の開会を背景として、明治中期頃から法律の解説や時事的な法律問題についての論説が現れた。1888年に創刊された『政法指針』は「国会審議のため法律経済政治三つの学問を通じる」（創刊詞）ことを目的とし、読者に対する質疑解答（「問答」）を中心に記事を構成した。また、1887年に創刊された『法学速成雑誌』は、創刊の目的で「そのような社会に生活するため、法学を従事にしても一般人にしても法律を知るべきものである……ここでの法は講義の形ではなく、『人身保護の利器』」であるとした。『法学速成雑誌』は20号まで東京大学明治新聞雑誌文庫に保存されており、記事の構成は、研究論説の他に、民法、訴訟法、商法、刑法、治罪法等の法理の解説、民刑事の模擬裁判、大審院の判例評釈、単行法律の条文解説を含むものであった。

萌芽期の法律雑誌には以下のような特徴がある。第一に、学術公表の機能だけではなく、公的情報の公開、法学教育、法律サービスなど多様なニーズに応じるものである。第二に、外国の法情報を紹介するものが中心になり、抽象的な法理を扱うものが多い。それに対して、判例の掲載は断片的であった。

2.2 過渡期（1901～1936年）⁸⁰

⁸⁰ 1936年以後、当時治安維持法の関係で各雑誌の編集スタッフが逮捕され、また出版用紙の規制も拍車となって、通常の雑誌編集や刊行活動は大きな影響を受けた。本論では、1936年から1945年までを法律雑誌の戦中期と理解し、その時期においては、他の出版物と同様に法律雑誌の刊行活動は非常に不安定となり、結局停刊まで追い詰められたと考える（鈴木三男吉『回想日本評論社』（日本評論社、2007）の第2部の「日本評論社の横浜事件」（63－87頁）では当時の状況について記述している）。そうした非常時の法律雑誌は、戦時における法学系知識人の状況を知る点で、重要な資料であるに違いない。ただ、ある法律雑誌の社会機能が戦争の時期において物流、教育、研究など場面に応じた特殊な事情に影響を受けた。従って、前後の時代にある法律雑誌のあり方と戦時期のものとの連続的なものとして考えることは困難なため、本論では戦中期の法律雑誌に関する分析を割愛することにする。

基本の法整備が一段落したことから、その時期に法律雑誌の内容は立法の解説よりも、司法の情報（判例）また法律の解説が重視するようになった。判例については、明治初期から大審院判決録（1872年から）が公表され、1922年代わりに民事・刑事のような各法分野の判例集も出るようになった。その他、裁判所や官報だけでなく、弁護士、研究者も判例の出版に参加した。例えば、高木益太郎弁護士が編集した『法律新聞』は、戦前の下級審の判例掲載誌として有名である。また、私法関係の専門雑誌を目指し、1935年に民法学者の末川博と竹田省が創刊した『民商法雑誌』は判例の収集と研究に重点を置いた。その結果、『民商法雑誌』の創刊当初は、研究者だけではなく、弁護士が判例集の代わりに購読していたということも伝えられている⁸¹。

一部の判例雑誌は、単なる判例情報の公表媒体ではなく、判例解説及び法解釈を通して法知識の啓蒙・伝達を試みた。弁護士である高窪喜八郎（後に中央大学法学部教授）個人が創刊した1912年に発行された『法律評論』は、「法律制度と実際の生活との乖離、法律解釈とその適用の不統一による著しき弊害は、学者之を慨き、実務家また之を嘆す」ため、「吾人の見聞し得べき論説判例の全部を網羅し、其の大部分対しては判例学説を引用して之に論評を下し、説明を加へ、以て法律解釈の統一を図ると共に、読者に豊富なる解釈の資料を供し、併せて難解なる法理を平易明晰に解剖分析して其の要を示し、以て国民に広く法律思想の普及を図らんと欲す」ものと明言した⁸²。

1900年前後、法律相談といった項目が法律雑誌の中に現れた。その相談者は、雑誌の購読者（会員）に限定されており、ある種のサービスとして雑誌側から提供されていた。1906年8月に創刊された『法律顧問』は弁護士の団体である「法律顧問社」の機関誌であり、その目的は、「法律上の実際問題及研究し会員の質疑に解答するを目的とする」（1906年8月号）とされた。相談の範囲は「民、刑、商事其他一切の法律上の諸

⁸¹ 鈴木竹雄＝大隈健一郎『座談会 閑談・法律雑誌あれこれ』商事法務1000号、301頁を参照。

⁸² 同じく解釈論を注目した法律雑誌は、1902年創刊した『法律新報』である。ここでは、法解釈は「実業者の目的を達す」道具として理解されていた。

問題」であり、その解答が雑誌に掲載される⁸³。『法律顧問』の法律相談はやや費用が高額であった（月金30銭）が、他により手ごろな値段で利用できる法律雑誌の相談サービスもあった。例えば1904年に創刊された「法律案内」では、「法律上の難事を易解し実際の質疑を丁寧に応答す」、「生まれる法律上の難問を平易に解釈せんがためなり」とする同様の会員制サービスが売り出された。「法律案内」は、2年後に「法律日日」に名称変更されたが、その時点までの会員申込は予想以上に多かったようである⁸⁴。

このように、実用法律雑誌への関心は、法制度の整備及び法利用のニーズに支えられたことが分かる。また、その時期に多くの法律雑誌が創刊され、法情報の提供を兼ねた、法をめぐる実務と研究共通のフォーラムが形成された。法学の学習者、司法の担い手（弁護士など）また法制度の利用者それぞれは、共通の法律雑誌を通してある種の読者共同体に統合された。ただ、刊行の主題から一見広い法情報の市場は実際にどのような読者を獲得できたのかについては、第2節の事例研究においてさらに検討する。

2.3 隆盛期（1945年～現在）

日本評論社が運営する法律文献総合 Index (http://www.horitsujiho.jp/hobs/01_sougou.aspx) は、日本で広く使われている法律文献のデータベースの一つである。その中には、1945年以後約1500誌の法律雑誌（書籍）が収録されている。さらに、それらの法律雑誌を2種類の形態にわけることができる。一つは、法律論文の公刊媒介としての法学紀要（ロー・レビュー）、学会誌、機関誌等の法律・法学の学術雑誌である。もう一つは、司法・立法動向を解説し、また法学教育の補助資料を掲載する商業誌である⁸⁵。後者は実用法律雑誌に属しているように思われる。

⁸³ 会員の個別相談の場合、特別料金が発生する。そのうち、法律上の疑問に属するものは金30銭、事実上及び法律上の疑問は金101円、となっていた。

⁸⁴ 1906年12月「法律案内」終刊の辞を参照。

⁸⁵ 前注82・商事法務を参照。その区別がどの程度意識されているかについてまだ分からないが、例えば、法情報学では、法律雑誌研究に言及する時、多くの場合は法律の学術論文を意識するため、そこでの「雑誌」が学術雑誌を指すことになる。

まず、学術雑誌について少し敷衍していこう。2015年5月の時点で、日本においては、学会誌及び機関誌を含め法学紀要が200誌以上もの数が出版されている⁸⁶。これらの発行元は、いずれも教育機関、研究団体や研究所等の学術組織である。これの学術雑誌においては、刊行母体の構成員（研究者）及び出身者の執筆による論文等が掲載され、それ以外の者による寄稿は基本的に例外としてしか認めない。記事の構成は、「論文」、「判例研究」、「書評」などが中心となっており、時には発行母体である大学や学会自身が主催した学術活動の内容が掲載されることもある。刊行の形式については、伝統的には冊子として大学間で交換寄贈される形式が採られているが、近年では電子化や機関リポジトリの浸透によりオンラインでのアクセスも可能になりつつある。法律雑誌の記事数に関する研究によると、これらの媒体が日本において論文刊行の多数を支えているという⁸⁷。

戦後、法分野の分化や研究活動の充実によって、新たな法律雑誌の中に、分野別の雑誌、また学会誌や大学の紀要はさらなる発展を遂げた。こうした学術雑誌の特徴としては、①記事の評価基準（査読）は各発行元によるものである（すなわち専門家内部の審査による）こと、②読者がほぼ研究者に限定された刊行物であり、社会発信の機能は想定されていないこと、③学術フォーラムとして法学論文を扱い、そこに掲載される論文の質と量が研究者のキャリアに影響することの3点にある。また、商業誌による分担もあり学術雑誌は相対的に発行点数が少ないこと、特に教育機関の紀要が他の分野より安定的に刊行されていることも指摘さ

⁸⁶ 法学紀要データベース (https://www.e-japanlaw.jp/HougakuKiyou/h01_index.aspx) には、日本国内の大学で発行された114種の法律雑誌が収録されている。ここで採用した数字は、法学関係の紀要データと日本評論社が運営している法律文献総合 Index (http://www.horitsujiho.jp/hobs/01_sougou.aspx) でのデータとを照合した結果である。また、データベースにおける法律文献の性質について、田島裕『法律情報のデータベース－文献検索とその評価－』（丸善、2003）第2章を参照。

⁸⁷ 指宿信『法情報の世界』（第一法規、2010）、第7章「法情報処理論」第5節「法学紀要と法律論文」289-291頁を参照。

れた⁸⁸。

その一方で、法律実用雑誌は、研究機関ではなく、依然として民間の出版社が刊行するものである。講読の発行形態が主流であるが、そのほかたとえば『ジュリスト』『法学教室』などの法律雑誌が一般の店頭販売が行われている。法学部生・司法試験受験者など法律学習者のニーズに応じて、『法学セミナー』（1956年創刊）、『法学教室』（1961年に別冊、1980年に月刊創刊）など法学教育向けの専門誌が現れてきた。こうした販売モデルは、学術あるいは研究活動のためではなく、高等教育市場の拡大によるものと考えられる⁸⁹。

法律実用雑誌の社会性は、社会に対して法制度の運営についての紹介・解説などの法情報を発信する点にある。それを反映するのは、特に判例及び法改正の資料である。1945年以後創刊した民間の判例集あるいは判例雑誌は、裁判所の協力を得て、事実上公式媒体になっている。その典型例は、『判例時報』や『判例タイムズ』である。そこで掲載された判例は編集者（部）独自の選考によるものではなく裁判所のリソースに依存し、また裁判所や弁護士が主な読者層となっている⁹⁰。そうした半公式化の体制は、判例雑誌の経営を安定させるという面も推測できる。それに対して、新法令の内容や解説のような法改正関連の資料は、立法後の法令の理解あるいは普及という役割を意識したものである⁹¹。各法律雑誌は、しばしば断片的な記事あるいは特集の形で立法の情報を掲載する。立法報道の詳細については、本章の第3節で扱う刑事法改正の報道を通

⁸⁸ 同上290頁を参照。

⁸⁹ 箕輪成男『情報としての出版』（弓立社、1982）237～239頁を参照。

⁹⁰ 1990年に判例タイムズの経営陣は雑誌のサイズをB5からA4判へと変更したが、それに対して弁護士や裁判官から書籍保管の不便という意見が殺到し、売り上げを急落した結果一年も足たないうちに元のB5判に戻っている。そうした事例から、法律専門家という大きな読者集団は判例情報の検索誌として『判例タイムズ』の編集過程に大きな影響を与えていることが分かるだろう。改判事件の経緯について、外山晋吾『「判例タイムズ」四十余年』（判例タイムズ社、1991）、175－186頁を参照。

⁹¹ 比較的、関心の高い雑誌としては、言及しうるのは戦後の『新法令の研究』である。その中には、立法の制定過程また論点を掲載するものも見られる。

して紹介するが、判例にせよ立法動向にせよ、実用法律雑誌は、学術雑誌以上に時事性が重視し、法・法学の社会環境に応じるようとする姿勢が見られる。

学術雑誌の情報発信が著者の研究キャリアの構築に重要な役割を果たすように、実用法律雑誌がそれに関わる人間にとってどの意味を持つのかという課題も考える必要があるだろう。これまで、法律雑誌の社会発信に関してはまだ十分検討されていないが、少なくとも以下のような効果を指摘できる。

①法律知識・学説の伝達である。それは、まず法に関する情報を公表する意味を有しており（情報提供）、また法律家にとっては自分の専門作業（法解釈）を修正する素材にもなる。上述の高橋の研究にも示したように、法律雑誌には、単なる一方的な情報の公表ではなく、例えば異なる法分野の専門家、研究者と実務者、さらに一般人と法律家という様々なレベルでの交流を実現するようなフォーラム的な効果も期待できるかもしれない。

②出版書物に関する PR 効果を狙うことがある。多くの法律雑誌を刊行する出版社では、同時に法律書物の出版も行っている。学術出版の研究によれば、学術書に対する信頼は分野内部の評価によって支えられているとされる。例えば、本論の素材である日本評論社の『法律時報』及び戦後に刊行された法律雑誌の一つである有斐閣の『ジュリスト』では、少なくとも創刊時には法律出版社によってブランド戦略という目的を持たされていたし、法関係書籍の PR 雑誌としての性質を有していたといわれている⁹²。以上の法律雑誌史からも分かるように、法律雑誌が扱う「法的问题」はそれ自体として固有なものではなく、社会のニーズと調整し合うといった、文脈依存的な側面を持っている。それは、法律雑誌という専門雑誌が想定した職業・学術性の高い法的コミュニケーションでさえ、単なる法学自身の基準で法律雑誌の内容を決めるわけではないことを表している。また、学術誌と商業誌は、完全に切り離せるもので

⁹²『ジュリスト』は有斐閣の PR 雑誌から発足した、という逸話も座談会の議論に残されている。前注82・鈴木＝大隈、303頁を参照。『法律時報』に関しては第2節の考察に譲る。

はない。両者の著者・編集者層が重なることもあり、論文を掲載する法律実用雑誌も稀ではない。日本の法律雑誌においては、法律専門家（特に研究者）の発信が主流な情報源であるが、学術の研究、公的言論また実務関連の議論という、異なる情報の側面を混在させている状況が少なくとも存在し、その三者の相互作用は社会における法情報の役割を示すように思われる。

（未完）

〔付記〕本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文「法と情報空間—近在日本における法情報の構築と変容」（2014年3月25日学位授与）に加筆・修正したものである。執筆にあたって、日本学術振興会「特別研究員研究課題『感情立法』の形成とその限界—公訴時効をめぐる法の実態をたがかりに（2012～2013年度）」（課題番号24・5204）の助成を受けた。

〈正誤表〉

本稿（1）（66巻2号〔2015年〕378頁以下）に誤記・誤植がありました。お詫びの上、次のように訂正致します（筆者）。

- ・ 614頁目次16行目 × 2011年公訴時効改正 → ○ 2010年公訴時効改正
- ・ 614頁目次17行目 × 2011年公訴時効改正 → ○ 2010年公訴時効改正